# 審査表 (参考掲載)

No.	手続き	立地規定	審査表	掲載
	規定	【市街化調整区域の場合のみ】	タイトル	ページ
1	法29条	- (市街化区域・非線引き都市計画区域	開発行為許可申請審査表	305∼
		・都市計画区域外)		306
2	法29条	法34条1号	法34条1号(公益上必要な建築物)	307∼
			開発行為許可申請審査表	309
3	法29条	法34条1号	法34条1号(日常生活に必要な物品等の販売店等)	310~
			開発行為許可申請審査表	311
4	法29条	法34条9号	法34条9号	312~
			開発行為許可申請審査表	314
5	法29条	法34条12号、条例3条1号	分家住宅	315~
			開発行為許可申請審査表	316
6	法29条	法34条12号、条例3条2号	既存宅地内建物 (再開発型)	317~
			開発行為許可申請審査表	318
7	法29条	法34条12号、条例3条3号	敷地増(住宅)	319~
			開発行為許可申請審査表	320
8	法29条	法34条12号、条例3条4号	公共移転 [調整区域内建物] (住宅)	321~
			開発行為許可申請審査表	322
9	法29条	法34条12号、条例3条4号	公共移転 [調整区域内建物] (住宅以外)	323~
			開発行為許可申請審査表	324
10	法29条	法34条12号、条例3条5号	指定集落内建物(住宅)	325∼
			開発行為許可申請審査表	326
11)	法29条	法34条14号、	指定集落内建物(住宅以外)	327~
		群馬県開発審査会提案基準4	開発行為許可申請審査表	328
12	法42条	法34条12号、条例3条6号、条例4条	用途変更[15年適法建物]	329
			建築許可申請審査表	
13	法43条	政令36条1項3号//、条例3条2号、条例5条	既存宅地内建物(再開発型を除く)	330∼
			建築許可申請審査表	331
14)	法43条	政令36条1項3号//、条例3条6号、条例5条	用途変更[15年適法建物]	332~
			建築許可申請審査表	333

### 開発行為許可申請審査表

【 法29条 市街化区域 ・ 非線引き都市計画区域 ・ 都市計画区域外 】

申請者氏	2	申	請	地	
	築物の用途	_	途地		
支 術 基	準の適用 自己居住用・自己業務用・その他	手	数	料	円
農転調	<b>整</b> 有・無 4条・5条 月 可 月 保留	代 連	理絡	人先	Tel
•∕ <del>±</del> 0 <del>±</del> =±	7				
※審査に	画法30条に基づく次の申請書及び添付図書により、同法 あたっては、申請書及び添付図書が群馬県県土整備部建築 の「第6章 開発許可申請等手続き」等に基づき作成され	課作	ずの 間	市計画	動法に基づく開発許可制度の手引(以下「手引」と
▶手引第	6章1(2)『開発許可申請書及び添付図書』を参照				
番号 適	否 名 称【関係規定】				(主なもの(その他、手引参照)) る説明(平成28年度以降)
1	開発行為許可申請書【省令16条】	_			順に記入。2 欄は実測面積記入(小数点以下切捨て)。 1途記入。
2	委任状	<b>●</b> 1	代理者の	資格、	登録番号記載。
3	申請理由書	▲∃	理由の記	載がは	bれば、内容の修正は求めない。
4	設計説明書【省令16条】**1	•	台帳面積	は地間	目別概要欄に( )で記入
5	└付表1 <sup>※1</sup>				
6	└付表2*1				
7	└付表3**1				-
8	法32条同意書				
9	法32条協議書				
1 0	土地の地図 (公図の写し) 【県規則6条】	_			<b>証明書と整合するもの。</b>
1 1	土地の登記事項証明書【県規則6条】				別力のあるもの。
1 2	開発行為の施行等の同意書【省令17条】	7	ただし、	すべつ	脊数及び面積共に)2/3以上の同意があればよい。 ての同意が得られなければ、工事を行うことが出来な ける。(手引第3章18参照)
1 3	□同意をした者の本人確認資料【県規則5条】				による場合は、同意書押印時に有効なもの。
1 4	┗ 開発区域内権利者一覧表【県規則5条】	<b>▲</b> 4	<b>筆数 10</b> J	以上は	添付する。
1 5	資金計画書【省令16条】**2				
1 6	└工事費の内訳明細書【県規則4条】※3				
1 7	L 自己資金の残高証明書【県規則4条】 <sup>※3</sup>	<b>A</b> 3	金融機関	の証明	月に限らない。(資金計画書への記載 〔自己申告〕で可)
1 8	□融資証明書【県規則4条】*3	<b>A</b> 3	金融機関	の証明	月に限らない。(資金計画書への記載 〔自己申告〕で可)
1 9	申請者の資力及び信用に関する申告書【県規則6条】	*			
2 0	□法人の場合:業務経歴書、登記事項証明書、前年月 の納税証明書(法人税及び事業税)**4	इ 🔺	業務経歴	書は、	申告書の「宅地造成履歴」欄に記載すれば添付不要。
2 1	□個人の場合:業務経歴書、住民票、前年度の納税記明書(所得税) **2	E 🔺	司上		
2 2	設計者の資格に関する申告書【省令17条】※4				
2 3	□ 資格証明書又は卒業証明書【県規則5条】**4	$\bot$			
2 4	工事施行者の能力に関する申告書【県規則6条】※2		+- AU/-/	:=b-:	
2 5	□法人の場合:事業経歴書、登記事項証明書、前年月 の納税証明書(法人税及び事業税)**2	V		要。建	記業許可を受けない施工者の場合 <sup>※6</sup> は、前年度の網
2 6	□個人の場合:事業経歴書、前年度の納税証明書(月 得税)* <sup>2</sup>	,	, e,		
2 7	水利権者の同意書 (関連他法令許可等一覧表)	<b>A</b>	午可・承	認等0	り状況を申請書「その他必要な事項」欄に記入又は別 の状況を申請書「その他必要な事項」欄に記入又は別
2 8	他法令許可書等の写し (関連他法令許可等一覧表)	_			関連他法令許可等一覧表」を添付すれば省略可能。
2 9	現況写真(2方向以上)				也状況を判断することが難しい場合は添付を求める。
▶手引第	6章1(2)表2『設計図(作成した者の氏名の記載を要す				
番号適		•	••記載		(主なもの(その他、手引参照)) る説明(平成28年度以降)
3 0	開発区域位置図【省令17条】		宿尺 1/1		
					-
3 1	開発区域区域図【省令17条】	<b>₩</b>	宿尺 1/2	, 500 D	<b>从上</b>

#### 第8章 その他(審査表(参考掲載))

3 3	求積図 面積 m²	●縮尺 1/500 以上				
	177)2(1-1)	▲許可時においては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が可				
		能。※5				
3 4	土地利用計画図【省令16条】	●縮尺 1/500 又は 1/1,000 以上				
3 5	造成計画平面図【省令16条】	●縮尺 1/500 又は 1/1,000 以上				
3 6	造成計画縦横断面図【省令16条】	●縮尺 1/500 以上				
		▲高低差1m以上の部分のみ添付すれば可。				
3 7	排水施設計画平面図【省令16条】	●縮尺 1/500 以上				
3 8	L 排水施設に関する計算書	●面積 0. 1ha 未満計算不要、0. 1ha 以上 0. 5ha 未満は一次放流先まで				
		計算				
		▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面				
		の簡略化が可能。※5				
3 9	上排水施設構造図	●縮尺 1/50 以上				
		▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面				
		の簡略化が可能。**5				
4 0	└流末水路縦断図	●縮尺 1 /1,000 以上				
L	National and provide little form	▲同上※5				
4 1	□流末水路標準横断図	●縮尺1/100以上				
4.0	⟨Λ, Δ,	▲同上 <sup>※5</sup>				
4 2	給水施設・消防水利計画図【省令16条】 <sup>※1</sup>	●縮尺 1 / 500 以上				
4 3	道路計画縦断図	●縮尺 1 /500 以上 ▲同上*5				
4 4	道路計画標準橫断図	●縮尺 1/50 以上				
44	連合計画係準例的  	●相/C 1/30 以上 ▲同上 <sup>※5</sup>				
4 5	がけの断面図【省令16条】	●縮尺 1/50 以上				
4 6	接壁の断面図【省令 16 条】	●縮尺 1/50 以上				
47	□ 構造計算書	▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による計算				
4 /	(特坦可好官)	書の簡略化が可能。※5				
48	公共施設新旧対照図	●縮尺 1 /1, 000 以上				
4 9	樹木保存、表土の保全等の現況図	▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面				
1.0	WALANT AT ANT THE STORY	の簡略化が可能。※5				
5 0	表土保全等の断面図	◆ 同 上※5				
5 1	予定建築物の各階平面図					
5 2	その他、知事が必要と認める図書【県規則6条】	●上記図書以外で、法 33 条の各規定に適合することを確認するため				
		に必要なもの。(例:地区計画等の定めがある場合は、当該計画等に				
		即した設計であることが確認できる図書)				
特	□ 現地調査 : 令和 年 月 日	処 受 前・高・中・沼・太 土木事務所				
		. ~ ~				
記						
事		<sup>性</sup>   許   令和 年 月 日				
項		-				
- 15		1841 1 LILLIA 242 A2				

注意:市街化調整区域における開発許可申請は、他の審査表を使用。

※1:自己居住用の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)

※2:自己居住用、自己業務用で1ha 未満場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)

※2:自己占住所、自己果務所で打は不同物品は、総別子姿。(子列第6章1(2)参照) ※3:5ha 未満の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照) ※4:1ha 未満の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照) ※5:簡略化した場合は、①許可条件として完了時までに当該図書の提出が必要であること。②許可時と内容が変わる場合は、 変更許可が必要であること。③技術基準に抵触する場合は、許可を取り消す場合があることを申請者(代理人)に周知する。

※6: 工事1件の請負代金の額が500万円未満の工事に限る

### 法34条1号(公益上必要な建築物)開発行為許可申請審査表

【 市街化調整区域内、法29条、法34条1号 】

		は、審査事項の確認不足防止・審査の迅速化や平準化的 いて適用する。				<u> </u>
		審査表は、審査の透明性や申請書類を作成する際の留意	事項	の確認	等に	寄与するものであることから、公表(群馬県ホームペ
		3 <b>男</b> ) する。   住 所				
申	請者	住 所 氏 名	申	請	地	
		物の用途				
技術	析 基 🦄	<b>あの適用</b> 自己業務用	手	数	料	円
農転	こ調 整	有・無 4条・5条 月 可	代	理	人	
		月保留	連	絡	先	Tel
		30条に基づく次の申請書及び添付図書により、同法				
		っては、申請書及び添付図書が群馬県県土整備部建築				
_		「第6章 開発許可申請等手続き」等に基づき作成され	LCUI	るとは	389	ର,
●手	引第 6 享	[1 (2) 『開発許可申請書及び添付図書』を参照		===±£4	<del>*=</del> *0	日(ナナナの(その仲、壬司会校))
番号	適否	名				月(主なもの(その他、手引参照)) 系る説明(平成 28 年度以降)
1		開発行為許可申請書【省令 16 条】	_			昇順に記入。2欄は実測面積記入(小数点以下切捨て)。
						用途記入。
2		委任状	<b>●</b> 代	理者の	資格	、登録番号記載。
3		申請理由書				ったかを明瞭簡潔に記載
			_			あれば、内容の修正は求めない。
4		設計説明書【省令16条】※1	●f	帳面積	は地	目別概要欄に( )で記入
5		└ 付表 1 <sup>※1</sup>				
6 7		└ 付表 2 <sup>*1</sup> └ 付表 3 <sup>*1</sup>				
8		法32条同意書				
9		法32条協議書				
10		土地の地図 (公図の写し) 【県規則6条】	•	- 批の程	記事	項証明書と整合するもの。
11		土地の登記事項証明書【県規則6条】				効力のあるもの。
1 2		開発行為の施行等の同意書【省令17条】				者数及び面積共に)2/3以上の同意があればよい。
			た	こだし、	すべ	ての同意が得られなければ、工事を行うことが出来な
						する。(手引第3章18参照)
13		一同意をした者の本人確認資料【県規則5条】				による場合は、同意書拝印時に有効なもの。
14		ー開発区域内権利者一覧表【県規則5条】	▲筆	数10.	以上i:	は添付する。
1 5		資金計画書【省令16条】※2				
16		□ 工事費の内訳明細書【県規則4条】**3 □ 自己資金の残高証明書【県規則4条】**3	A A	三十十年	an≢π	明に限らない。(資金計画書への記載〔自己申告〕で可)
1 8		上融資証明書【県規則4条】**3				明に限らない。(資金計画書~の記載〔自己甲音〕で刊)明に限らない。(資金計画書~の記載〔自己申告〕で可)
1 9		申請者の資力及び信用に関する申告書【県規則6条】	<b>■</b> .21	乙们幻戏法	Jo 2 BIT	がに成りない。(真立川画音・シノ北戦(日上中日)(刊)
		※2				
20		□法人の場合:業務経歴書、登記事項証明書、前年度 の納税証明書(法人税及び事業税) <sup>*4</sup>	▲業	美務経歴	書は	、申告書の「宅地造成履歴」欄に記載すれば添付不要。
2 1		□個人の場合:業務経歴書、住民票、前年度の納税証 明書(所得税) **2	▲同	让		
2 2		設計者の資格に関する申告書【省令17条】 <sup>※4</sup>				
2 3		└ 資格証明書又は卒業証明書【県規則5条】※4				
24		工事施行者の能力に関する申告書【県規則6条】**2				
25		- 法人の場合:事業経歴書、登記事項証明書、前年度の納税証明書(法人税及び事業税)**2	N	「添付不	要。	、申告書の「宅地造成工事等施行履歴」欄に記載すれ 建設業許可を受けない施工者の場合*6は、前年度の納 付する。
26		□ 個人の場合:事業経歴書、前年度の納税証明書(所得税)**2			<u>የፈ ክ</u> ለ	ענון אין איז
2 7		水利権者の同意書(関連他法令許可等一覧表)				の状況を申請書「その他必要な事項」欄に記入又は別 関連他法令許可等一覧表」を添付すれば省略可能。
28		他法令許可書等の写し(関連他法令許可等一覧表)		. • 114		
29		現況写真(2方向以上)	▲瑪	況図カ	ら現	地状況を判断することが難しい場合は添付を求める。
◆手	引第6章	1 1 (2) 表 1 『法第 34 条各号に関する申請に必要な図書	』を	参照←	並	也基準適否の審査は別記による
番号	適否	名 称【関係規定】				月(主なもの(その他、手引参照)) 系る説明(平成28年度以降)
3 0		事業計画書【(参考様式)】	●施	酸の用	途、	内容、規模、位置等の説明資料

3 1	予定建築物の各階平面図	●縮尺 1/100 程度
3 2	予定建築物の立面図	●2方向以上
		▲建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要
3 3	関係法令の許可書の写し	▲事業に必要な許可、免許、資格等は事業計画書に記載すれば添付不要
◆手引第	第6章1(2)表2『設計図(作成した者の氏名の記載を要	す。)』を参照
番号適	图 否	●・・・・記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) ▲・・・・簡素化に係る説明(平成28年度以降)
3 4	開発区域位置図【省令17条】	●縮尺 1/10,000 以上
3 5	開発区域区域図【省令17条】	●縮尺 1/2, 500 以上
3 6	現況図【省令16条】	●縮尺 1/1,000 又は 1/2,500 以上。開発区域区域図との兼用が可能。
3 7	求積図 面積 nổ	●縮尺 1/500 以上 ▲許可時においては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が可能。※5
3 8	土地利用計画図【省令16条】	●縮尺 1/500 又は 1/1, 000 以上
3 9	造成計画平面図【省令16条】	●縮尺 1/500 又は 1/1,000 以上
4 0	造成計画縦横断面図【省令16条】	●縮尺 1/500 以上 ▲高低差 1 m以上の部分のみ添付すれば可。
4 1	排水施設計画平面図【省令16条】	●縮尺 1/500 以上
4 2	└排水施設に関する計算書	●面積 0. 1ha 未満計算不要、0. 1ha 以上 0. 5ha 未満は一次放流先まで計算  ▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。**5
43	L 排水施設構造図	●縮尺 1/50 以上 ▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面 の簡略化が可能。※5
4 4	└ 流末水路縦断図	●縮尺 1 /1, 000 以上 ▲同上 <sup>※5</sup>
4 5	└流末水路標準横断図	●縮尺 1 /100 以上 ▲同上 <sup>※5</sup>
4 6	給水施設・消防水利計画図【省令 16 条】**1	●縮尺1/500以上
47	がけの断面図【省令16条】	●縮尺 1/50 以上
48	擁壁の断面図【省令16条】	●縮尺 1/50 以上
4 9	□ 構造計算書 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による計算書の簡略化が可能。**5
50	公共施設新旧対照図	●縮尺 1 /1,000 以上
5 1	樹木保存、表土の保全等の現況図	▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面 の簡略化が可能。 <sup>※5</sup>
5 2	表土保全等の断面図	▲同上※5
5 3	その他、知事が必要と認める図書【県規則6条】	●上記図書以外で、法33条の各規定に適合することを確認するために 必要なもの。(例:地区計画等の定めがある場合は、当該計画等に即 した設計であることが確認できる図書)
	(立地基準適否の審査) → 法34条1号に適合することの  ~2のすべてに該当すること。(練引き:昭和・平成	<b>審査事項</b> 年月日()
番号通	***************************************	<del>- // -/</del>
	- ニ - 請地の位置等は、次の(ア)・(イ)の <u>すべて</u> に該当すること。	
- (7)		<b>地であること。</b> (ただし、市町村立小学校、市町村立中学校、市町村立義務
"	教育学校、放課後児童クラブでやむを得ない場合は	
- (1)		果後児童クラブでやむを得ない場合はこの限りでない。)
	実物の用途による基準は、次の「ア)~(オ)のいずれかに該	
	【小学校、中学校、義務教育学校のうち、市町村立のもの】	
<u>"</u> а	通学区域を勘案し、適切な位置にあること。	
	【診療所、助産所】の場合、次のa·bのすべてに該当する。	こと。
a	(入院施設)県の医療施策の観点から支障がなく、	
b	(併用住宅) 診療所・助産所の部分が過半であり、	
		小規模多機能型居宅介護事業施設、複合型サービス福祉事業施設】の場合、
a		の観点から支障がなく、国の設置運営基準に適合すること。
- (I)	【保育所、認定こども園】の場合、次の a に該当すること。	
а	当該市町村の保育計画に適合し、国の設置運営基準	に適合すること。
- (才)	【放課後児童クラブ、児童館】の場合、次のa·bの <u>すべて</u> !	
a	(放課後児童クラブ)対象小学校から適切な位置に	あること。
b	当該市町村の整備計画に適合していること。	

特	□ 現地調査 : 令和	年	月	日	処	受	前・太 土木事務所
記					<del></del> III	付	令和 年 月 日第 号
事					理	許	令和 年 月 日
項					 欄	可	許可番号 第 一 号

- ※1:自己居住用の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)
  ※2:自己居住用、自己業務用で1ha 未満場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)
  ※3:5ha 未満の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)
  ※4:1ha 未満の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)
  ※5:簡略化した場合は、①許可条件として完了時までに当該図書の提出が必要であること。②許可時と内容が変わる場合は、変更許可が必要であること。③技術基準に抵触する場合は、許可を取り消す場合があることを申請者(代理人)に周知する。
  ※6:工事1件の請負代金の額が500万円未満の工事に限る

# 法34条1号(日常生活に必要な物品等の販売店等)開発行為許可申請審査表

【 市街化調整区域内、法29条、法34条1号 】

	の審査を		東化や平準化				ポージング 制の確保を目的として作成したものであり、標準的な
		て適用する。			_,,,,,,,,,		
			或する際の留	意事項	真の確認	等に	寄与するものであることから、公表(群馬県ホームペ
	ジ上に	選)する。		_			
申	請者	住 所		┦.			
		氏名		申	請	地	
		物の用途		-	401	alad	
技術	<b>万基</b> 2	<b>準の適用</b> 自己業務用		手	数	料	円
農転	調整	有・無 4条・5条	月 可 月 保留	一代連	理絡	人先	Tel
<b>※</b> 据	市計画的	   30条に基づく次の申請書及び添付図書		-			
							画法に基づく開発部可制度の手引(以下「手引」と
		「第6章 開発計可申請等手続き」等に基					
		1 (2) 『開発許可申請書及び添付図書』		0.00	.0/5 18		50
			<u>- 9/m</u>	•	記載:	等説明	引(主なもの(その他、手引参照))
番号	適否	名					る説明(平成 28 年度以降)
1		開発行為許可申請書【省令16条】		•1	欄の地	番は昇	昇順に記入。2 欄は実測面積記入(小数点以下切捨て)。
				3	欄は全	ての月	用途記入。
2		委任状		<b>●</b> 付	は理者の	)資格、	、登録番号記載。
3		申請理由書		<b>●</b> /□	「故申請	脈至.	ったかを明瞭簡潔に記載
				▲班	胆由の証	載がる	あれば、内容の修正は求めない。
4		設計説明書【省令16条】**1		●f	帳面積	訂は地	目別概要欄に( )で記入
5		└付表1*1					
6		└付表2*1					
7		└付表3*1					
8		法32条同意書					
9		法32条協議書					
10		土地の地図(公図の写し)【県規則6条】		<b>●</b> ±	土地の登	記事	項証明書と整合するもの。
1 1		土地の登記事項証明書【県規則6条】					効力のあるもの。
1 2		開発行為の施行等の同意書【省令17条】		7	きだし、	すべ	者数及び面積共に)2/3 以上の同意があればよい。 ての同意が得られなければ、工事を行うことが出来な する。(手引第 3 章 18 参照)
13		□同意をした者の本人確認資料【県規則	[]5条]	•	「印鑑証	明書	」による場合は、同意書押印時に有効なもの。
1 4		┗ 開発区域内権利者一覧表【県規則5条	<u> </u>	▲第	€数 10 .	以上は	は添付する。
1 5		水利権者の同意書(関連他法令許可等一	覧表)				の状況を申請書「その他必要な事項」欄に記入又は別 関連他法令許可等一覧表」を添付すれば省略可能。
1 6		他法令許可書等の写し(関連他法令許可	等一覧表)	<u> </u>			
17		現況写真(2方向以上)	. , , , , ,	▲玛	記別図カ	ら現	地状況を判断することが難しい場合は添付を求める。
◆手	引第6章	<b>■</b> 1(2)表1『法第34条 <del>各号</del> に関する申請	に必要な図書	訓を	参照←	> 立地	<u>は基準適否の審査は別記による</u>
	適否	名		•	••記載	等説明	月(主なもの(その他、手引参照)) そる説明(平成 28 年度以降)
18		店舗等分布現況図		_			の地図に記入
19		予定建築物の各階平面図		●絹	富尺 1/1	00 程	度
20		予定建築物の立面図		• 2	2方向以	上	
				▲類	建築物の	高さ	を土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要
2 1		営業計画書【(参考様式)】		●鴬	常業概要	夏、資格	各証明、資金、取引計画
22		関係法令の許可書の写し		▲當	営業に必	要な	許可、免許、資格の写し及び資金、取引計画に係る証
				明	男等は営	業計	画書に記載すれば添付不要
◆手	引第6章	1 (2) 表 2 『設計図(作成した者の氏名	の記載を要す				
番号	適否	名称【関係規定】					引(主なもの(その他、手引参照)) 系る説明(平成 28 年度以降)
23		開発区域位置図【省令17条】		●約	智尺 1/1	0, 000	以上
24		開発区域区域図【省令17条】			記尺 1/2		
2 5		現況図【省令16条】					又は1/2,500以上。開発区域区域図との兼用が可能。
26		求積図 面積	m²		智尺 1/5		
					午可時に E。※2	はい	ては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が可
27		土地利用計画図【省令16条】		_		00 又(	は1/1,000以上
28		造成計画平面図【省令16条】		●絹	富尺 1/5	00 又(	は1/1,000以上

2 9	造成計画縦横断面図【省令16条】	●縮尺 1/500 以上
		▲高低差1m以上の部分のみ添付すれば可。
3 0	排水施設計画平面図【省令16条】	●縮尺 1/500 以上
3 1	上排水施設に関する計算書	●面積 0. 1ha 未満計算不要、0. 1ha 以上 0. 5ha 未満は一次放流先まで計算
		▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。**2
3 2	└排水施設構造図	●縮尺 1/50 以上
		▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。**2
3 3	□ 流未水路縦断図 ■ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	●縮尺 1 /1,000 以上 ▲同上 <sup>※2</sup>
3 4	□ 流末水路標準横断図 □	●縮尺 1 /100 以上 ▲同上** <sup>2</sup>
3 5	給水施設・消防水利計画図【省令16条】**1	●縮尺1/500以上
3 6	がけの断面図【省令16条】	●縮尺 1/50 以上
3 7	擁壁の断面図【省令16条】	●縮尺 1/50 以上
3 8	「構造計算書」	▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による計算書の簡略化が可能。**2
3 9	公共施設新旧対照図	●縮尺1/1,000以上
4 0	樹木保存、表土の保全等の現況図	▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。**2
4 1	表土保全等の断面図	▲同上 <sup>※2</sup>
4 2	その他、知事が必要と認める図書【県規則6条】	●上記図書以外で、法33条の各規定に適合することを確認するために 必要なもの。(例:地区計画等の定めがある場合は、当該計画等に即 した設計であることが確認できる図書)
	六山甘道徳本本の東京) 、注 94 名 1 早に海ムナミー しの	-
	V啡海は海海谷(水海子)→ 次・34 平   東に地声すること(バ	
	立地基準適否の審査)→ 法 34 条 1 号に適合することの例 ~3 のすべてに該当すること。(練引き:昭和・平成   4	
※番号 1-	~3 のすべてに該当すること。(練引き:昭和・平成	
※番号 1· 番号   遺	~3 のすべてに該当すること。(練引き:昭和·平成 5 否	<b>年月日</b> )
※番号 1· 番号 道 1 申	~3 のすべてに <b>該当すること。(練引き: 昭和・平成 を 本</b>	年月日) 春 <u>李</u> 事項
※番号 1・ 番号 適 1 申 - (7)	~3 のすべてに該当すること。(練引き:昭和·平成 5 否	年 月 日) 春 査 事 項 也であること。
※番号 1: 番号 適 1 申 - (7)	~3 のすべてに該当すること。(練引き: 昭和・平成 音	年 月 日)
※番号 1・ 番号 道 1 申記 - (7) - (1) 問記	~3 のすべてに該当すること。(練引き: 昭和・平成 香 清地の位置等は、次の(ア)~(エ)の <u>すべて</u> に該当すること。 市街化調整区域内の既存集落の中、隣接地又は近接出 辺の世帯数と同業種店舗等を勘案して適切な位置であるこ 別表(手引第4章1「別表」)の業種に応じて、支持 支持世帯数とは、申請地を中心とした半径500mの円の円を描き、重なる部分の世帯数は重なる円の数で限 その端の世帯から円 A 外(同業種の円内を含まず)	年 月 日)
※番号 1・ 番号 道 1 申 - (7) - - (1) 周 a b	~3 のすべてに該当すること。(練引き: 昭和・平成 名	月 日)
※番号 1:	~3のすべてに該当すること。(練引き: 昭和・平成 ま	下月日)  本事項  也であること。  とと。(次の a・b のすべてに該当すること。) 世帯数がおおむね、同表の世帯数以上であること。 内(円 A)に存する世帯数を基本とし、近隣に同業種がある場合は、同様 なした世帯とする。また、円 A 内に必要世帯数のおおむね半数以上があり、 こおおむね 50m 間隔で連たんする世帯数は加算できるものとする。 とする。)
※番号 1:	~3のすべてに該当すること。(練引き: 昭和・平成 ま	下月日)  本事項  也であること。  と。(次の a・b のすべてに該当すること。) 世帯数がおおむね、同表の世帯数以上であること。 内(円 A)に存する世帯数を基本とし、近隣に同業種がある場合は、同様 なした世帯とする。また、円 A 内に必要世帯数のおおむね半数以上があり、 こおおむね 50m 間隔で連たんする世帯数は加算できるものとする。 とする。) と。
※番号 1: 1 申 : - (7) - - (4) 周訪 a b - (9) - - (1) 2 建 :	~3のすべてに該当すること。(練引き: 昭和・平成 ま	下月日)  本事項  也であること。  と。(次の a・b の <u>すべて</u> に該当すること。) 世帯数がおおむね、同表の世帯数以上であること。 内(円A)に存する世帯数を基本とし、近隣に同業種がある場合は、同様 はした世帯とする。また、円A内に必要世帯数のおおむね半数以上があり、 こおおむね50m間隔で連たんする世帯数は加算できるものとする。 とする。) と。 こと。
※番号 1: #	~3のすべてに該当すること。(練引き: 昭和・平成 を	
※番号 1: 1 申記	~3のすべてに該当すること。(練引き: 昭和・平成 書	
※番号 1: 1 申記	~3のすべてに該当すること。(練引き: 昭和・平成 書	を
※番号 1:	~3のすべてに該当すること。(練引き: 昭和・平成 書	を
※番号 1: 1 申: - (7) - (1) 周: a b	本書の	ままります。 東 項 地であること。 と。(次の a・b のすべてに該当すること。) 世帯数がおおむね、同表の世帯数以上であること。 内 (円 A) に存する世帯数を基本とし、近隣に同業種がある場合は、同様なした世帯とする。また、円 A 内に必要世帯数のおおむね半数以上があり、こおおむね 50m 間隔で連たんする世帯数は加算できるものとする。とする。)と。 こと。 ことと ここと。 ただし、駐車場確保、土地形状等により特に必要と認められる場合は、こと不可分一体に使用される駐車場、資材置場、その他の空地も含まれるもストア、ガソリンスタンド)・・・・1,000 ㎡以下
※番号 1: 申記 1 申	本3のすべてに該当すること。(練引き: 昭和・平成 書	を
※番号 1:	本3のすべてに該当すること。(練引き: 昭和・平成 書	を 事 項  他であること。  と。(次の a・b のすべてに該当すること。) 世帯数がおおむね、同表の世帯数以上であること。 内 (円 A) に存する世帯数を基本とし、近隣に同業種がある場合は、同様なした世帯とする。また、円 A 内に必要世帯数のおおむね半数以上があり、こおおむね 50m 間隔で連たんする世帯数は加算できるものとする。とする。) と。 こと。 こと。 ことと  ただし、駐車場確保、土地形状等により特に必要と認められる場合は、こと不可分一体に使用される駐車場、資材置場、その他の空地も含まれるもストア、ガソリンスタンド) ・・・1,000 ㎡以下
※番号 1: 申記   1   申記   1	マ3のすべてに該当すること。(練引き: 昭和・平成 書	を 事 項  地であること。  と。(次の a・b のすべてに該当すること。) 世帯数がおおむね、同表の世帯数以上であること。 内 (円 A) に存する世帯数を基本とし、近隣に同業種がある場合は、同様なした世帯とする。また、円 A 内に必要世帯数のおおむね半数以上があり、こおおむね 50m 間隔で連たんする世帯数は加算できるものとする。とする。) と。 こと。 こと。 ことと。 ただし、駐車場確保、土地形状等により特に必要と認められる場合は、こと不可分一体に使用される駐車場、資材置場、その他の空地も含まれるもストア、ガソリンスタンド)・・・1,000 ㎡以下
※番号 1: 1 申記   1   1   1   1   1   1   1   1   1	マ3のすべてに該当すること。(練引き: 昭和・平成 書	を 事 項  地であること。  と。(次の a・b のすべてに該当すること。) 世帯数がおおむね、同表の世帯数以上であること。 内 (円 A) に存する世帯数を基本とし、近隣に同業種がある場合は、同様なした世帯とする。また、円 A 内に必要世帯数のおおむね半数以上があり、こおおむね 50m 間隔で連たんする世帯数は加算できるものとする。とする。)と。 こと。 こと。 ことと  ただし、駐車場確保、土地形状等により特に必要と認められる場合は、こと不可分一体に使用される駐車場、資材置場、その他の空地も含まれるもストア、ガソリンスタンド)・・・1,000 ㎡以下
※番号 1: 1 申記   1	マ3のすべてに該当すること。(練引き:昭和・平成 書	を 事 項  也であること。 と。(次の a・b のすべてに該当すること。) 世帯数がおおむね、同表の世帯数以上であること。 内 (円 A) に存する世帯数を基本とし、近隣に同業種がある場合は、同様なした世帯とする。また、円 A 内に必要世帯数のおおむね半数以上があり、こおおむね 50m 間隔で連たんする世帯数は加算できるものとする。とする。) と。 こと。 こと。 ことと。 ことと。 ことと。 ことと。 ことと。 こ
※番号 1:	マ3のすべてに該当すること。(練引き:昭和・平成 学	ままります。 項 であること。 とと。(次の a・b のすべてに該当すること。) 世帯数がおおむね、同表の世帯数以上であること。 内 (円 A) に存する世帯数を基本とし、近隣に同業種がある場合は、同様なした世帯とする。また、円 A 内に必要世帯数のおおむね半数以上があり、こおおむね 50m 間隔で連たんする世帯数は加算できるものとする。とする。)と。 こと。 ことと。 ことと。 ことと。 ことと。 こと、 こと、 ここと。 ここと。
※番号 1: 1 申 : - (7)   - (1)   周 : - (7)   - (1)   ほ : - (7)   月 : - (1)   ほ :	本3のすべてに該当すること。(練引き: 昭和・平成 書	世であること。 はと。(次の a・b のすべてに該当すること。) 世帯数がおおむね。 同表の世帯数以上であること。 内(円A)に存する世帯数を基本とし、近隣に同業種がある場合は、同様はした世帯とする。また、円A内に必要世帯数のおおむね半数以上があり、こおおむね50m間隔で連たんする世帯数は加算できるものとする。とする。)と こと。 こと。 こと。 ことと。 ただし、駐車場確保、土地形状等により特に必要と認められる場合は、こと不可分一体に使用される駐車場、資材置場、その他の空地も含まれるもストア、ガソリンスタンド)・・・1,000 m以下 こと。 「1 「別表」)に該当すること。 「不平屋建とする。その一部に管理部分を設ける場合は30 m以下とする。 で中屋建とする。その一部に管理部分を設ける場合は30 m以下とする。 で不屋建とする。その一部に管理部分を設ける場合は30 m以下とする。 で下屋建とする。 では、京本は、京本は、京本は、京本は、京本は、京本は、京本は、京本は、京本は、京本
※番号   連   1   申   - (7)	本3のすべてに該当すること。(練引き: 昭和・平成 書	世であること。
※番号 1	本3のすべてに該当すること。(練引き: 昭和・平成 書	世帯数がおおむね、同表の世帯数以上であること。 は、次の a・b のすべてに該当すること。) 世帯数がおおむね、同表の世帯数以上であること。 内 (円 A) に存する世帯数を基本とし、近隣に同業種がある場合は、同様なした世帯とする。また、円 A 内に必要世帯数のおおむね半数以上があり、こおむむね 50m 間隔で連たんする世帯数は加算できるものとする。とする。)と。 こと。 こと。 こと。 こと。 こと。 こと。 こと。 こと。 ここと。 こここと。 こここと。 ここと。 こここと。 ここと。 こここと。 こここと。 こここと。 こここ。 こここと。 こここと。 ここと。 ここと。 こここと。 こここと。 こここと。 こここと。 こここと。 ここと。 こここと。 ここと。

<sup>※1:</sup>自己居住用の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)
※2:簡略化した場合は、①許可条件として完了時までに当該図書の提出が必要であること。②許可時と内容が変わる場合は、変更許可が必要であること。③技術基準に抵触する場合は、許可を取り消す場合があることを申請者(代理人)に周知する。

# 法 34 条 9 号開発行為許可申請審査表

【 市街化調整区域内 法29条 法34条9号 】

		■ 中街化調整区域内、	法25	1余、72	534	朱9万 】		
	の審査表	は、審査事項の確認不足防止・審査の迅速化や平準化	等、通	動力な習	<b>查</b> 体	制の確保を目的として作成したものであり、標準的な		
申	請におい	て適用する。						
■な	<b>お、こ</b> σ	審査表は、審査の透明性や申請書類を作成する際の留	意事项	の確認	等に	寄与するものであることから、公表(群馬県ホームペ		
_	ジ上にと	)開)する。						
_		住所						
申	請者	<u>- L///-</u> - 氏 名	申	請	地			
포르	2 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	物の用途	-  ™	ПĦ	765			
			-	Mr.L.	dol.	m		
技币	<b>可基</b>	<b>の適用</b> 自己業務用	手	数	料	円		
農動	調整	有・無 4条・5条 月 可	代	理	人			
		月保留	連	絡	先	Tel		
※都	市計画法	30条に基づく次の申請書及び添付図書により、同法	31 ई	₹~34	· 条の	各規定の適否を審査する。		
※審	査にあた	っては、申請書及び添付図書が群馬県県土整備部建築	課作	ぬほ	品和	画法に基づく開発許可制度の手引(以下「手引」と		
称	<b>す</b> )』の	「第6章 開発許可申請等手続き」等に基づき作成され	2761	るか確	認する	3.		
		1 (2) 『開発許可申請書及び添付図書』を参照		0.0.0				
<b>V</b> 1	71277 -	・「(2)  別元日・3年明音及び旅り四音』で多派		言口 <del>主化</del>	本書品印	引(主なもの(その他、手引参照))		
番号	適否	名  称【関係規定】				で (主なもの) (この) (この) (この) (この) (この) (この) (この) (こ		
-		明%公为亦可中结隶【VPA 10 名】	_			早順に記入。2 欄は実測面積記入 (小数点以下切捨て)。		
1		開発行為許可申請書【省令16条】						
_		エケル				用途記入		
2	1	委任状	_			、登録番号記載。		
3		申請理由書			• -	ったかを明瞭簡潔に記載		
			_			あれば、内容の修正は求めない。		
4		設計説明書【省令16条】**1	●f	帳面積	訂は地	目別概要欄に( )で記入		
5		└ 付表 1 * 1						
6		└付表2*1						
7		L付表3*1						
8		法32条同意書						
9		法32条協議書						
10		土地の地図(公図の写し)【県規則6条】	•+	・地の智	記事	項証明書と整合するもの。		
11		土地の登記事項証明書【県規則6条】	●申請時に権利効力のあるもの。					
1 2		開発行為の施行等の同意書【省令17条】		▲許可時(権利者数及び面積共に)2/3以上の同意があればよい。				
1 2						日		
						する。(手引第3章18参照)		
1.0		□同意をした者の本人確認資料【県規則5条】				9 3。(子がある草 10 参照) 」による場合は、同意書押印時に有効なもの。		
1 3			_					
1 4		ー 開発区域内権利者一覧表【県規則5条】	▲筆数 10 以上は添付する。					
1 5		資金計画書【省令16条】※2						
16		- 工事費の内訳明細書【県規則4条】**3						
17		└ 自己資金の残高証明書【県規則4条】**3	▲金融機関の証明に限らない。(資金計画書への記載〔自己申告〕で可)					
18		└融資証明書【県規則4条】 <sup>※3</sup>	▲金融機関の証明に限らない。(資金計画書への記載〔自己申告〕で可)					
19		申請者の資力及び信用に関する申告書【県規則6条】						
		<b>*</b> 2						
20		□法人の場合:業務経歴書、登記事項証明書、前年度	▲業	務経歴	書は	、申告書の「宅地造成履歴」欄に記載すれば添付不要。		
		の納税証明書(法人税及び事業税)※4						
2 1		└個人の場合:業務経歴書、住民票、前年度の納税証		让				
		明書(所得税)※2						
22		設計者の資格に関する申告書【省令17条】**4						
23		□資格証明書又は卒業証明書【県規則5条】※4	1					
24		工事施行者の能力に関する申告書【県規則6条】**2	1					
25			_ ₫	学织压	を書け	、申告書の「宅地造成工事等施行履歴」欄に記載すれ		
23		の納税証明書(法人税及び事業税)※2				、中日音90~七50回火工事寺旭17復産」欄に比較940 建設業許可を受けない施工者の場合※6は、前年度の納		
		ッパガルルツJ音 (広八代人) 尹未代/	1		_ 10 .	建設業計りを受けない施工者の場合…「は、削牛皮の料」 付する。		
0.6			-		<b>子</b> 在 40%	11 1 (の)		
26		□個人の場合:事業経歴書、前年度の納税証明書(所得税)*2		1L				
0.7			A = 2	r <del>_r</del> ¬	[ <u>.</u> ⇒∓] }~^~	の心にも由注事「ケッルンエンキャー」即し出すっては		
2 7		水利権者の同意書(関連他法令許可等一覧表)				の状況を申請書「その他必要な事項」欄に記入又は別		
		ALVI A state of the last of the state of the	将	>>> 考特	KIC	関連他法令許可等一覧表」を添付すれば省略可能。		
28		他法令許可書等の写し(関連他法令許可等一覧表)						
29		現況写真(2方向以上)	▲現況図から現地状況を判断することが難しい場合は添付を求める。					
◆手	引第6章	11(2)表1『法第34条各号に関する申請に必要な図書	訓を	参照←	<b>立</b> 均	は基準適否の審査は別記による		
						(主なもの(その他、手引参照))		
田亏	適否	名  称【関係規定】	<b>A</b> -	・・簡素	化に係	る説明(平成 28 年度以降)		

0.0		事₩3  本書【/糸基ᅛ-P\]	▲本光順車 次入計画 時刊計画
3 0		事業計画書【(参考様式)】	●事業概要、資金計画、取引計画
			▲事業に必要な許可、免許、資格の写し及び資金、取引計画に係る記明等は、事業計画書に記載されば済ける悪
0 1		次按訂明	明等は、事業計画書に記載すれば添付不要
3 1		資格証明   子字建築性の名間以下子図	●関係法令の許可
3 2		予定建築物の各階平面図	●縮尺 1/100 程度。別途油水分離槽の構造図を添付。
3 3		予定建築物の立面図	●2方向以上
0.4		★·汉 目:細事	▲建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要
34	11.60 C =	交通量調書	L \ 1 + 4 n 2
<b>▼于</b> 5	il第 b 耳		
番号	適 否	名	●・・・記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) ▲・・・簡素化に係る説明(平成 28 年度以降)
3 5		開発区域位置図【省令17条】	●縮尺 1/10,000 以上
3 6		開発区域区域図【省令17条】	●縮尺 1/2,500 以上
3 7		現況図【省令16条】	●縮尺 1/1,000 又は 1/2,500 以上。開発区域区域図との兼用が可能。
3 8		求積図 面積 m²	●縮尺 1/500 以上
			▲許可時においては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化がす
			能。※5
3 9		土地利用計画図【省令16条】	●縮尺 1/500 又は 1/1, 000 以上
4 0		造成計画平面図【省令16条】	●縮尺 1/500 又は 1/1, 000 以上
4 1		造成計画縦横断面図【省令16条】	●縮尺 1/500 以上
			▲高低差1m以上の部分のみ添付すれば可。
4 2		排水施設計画平面図【省令16条】	●縮尺 1/500 以上
43		上排水施設に関する計算書	●面積 0. 1ha 未満計算不要、0. 1ha 以上 0. 5ha 未満は一次放流先まで
			計算
			▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図記
			の簡略化が可能。※5
4 4		└排水施設構造図	●縮尺 1/50 以上
			▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図記
			の簡略化が可能。※5
4 5		└流末水路縦断図	●縮尺 1/1,000 以上
			▲同上**5
46		□ 流未水路標準横断図	●縮尺1/100以上
			▲同上 <sup>※5</sup>
4 7		給水施設・消防水利計画図【省令 16 条】**1	●縮尺1/500以上
48		がけの断面図【省令16条】	●縮尺 1/50 以上
49		擁壁の断面図【省令16条】	●縮尺 1/50 以上
5 0		□ 構造計算書	▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による計算
		A II MARIANIAN I DITTE	書の簡略化が可能。※5
5 1		公共施設新旧対照図	●縮尺 1/1,000 以上
5 2		樹木保存、表土の保全等の現況図	▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図i
_			の簡略化が可能。※5
5 3		表土保全等の断面図	
5 4		その他、知事が必要と認める図書【県規則6条】	●上記図書以外で、法33条の各規定に適合することを確認するため/
			必要なもの。(例:地区計画等の定めがある場合は、当該計画等に
			した設計であることが確認できる図書)
		基準遺否の審査  → 法 34 条 9 号に遺合することの	
持	適否		<u> </u>
	申請地	の位置は、次の(ア)・(イ)のすべてに該当すること。	
- <b>(7</b> )			道路幅員が 7m 以上かつ通過交通量が 5,000 台/12 時間以上の道路の沿線
		であること。	
· ( <b>1</b> )		現在及び将来の土地利用上支障のない区域であるこ	と。
2		の基準は、次の(7)~(かのいずれかに該当すること。	
- <b>(7</b> )	【道路	管理施設】の場合、次の a·b の <u>すべて</u> に該当すること	=0
a		道路管理者が自ら設置する施設であること。	
b		当該道路の維持、修繕その他の管理を行うための施	段であること。
- (1)	【休憩	所】の場合、次の a~f の <u>すべて</u> に該当すること。	
а			(ただし、土地の形状等によりやむを得ない場合は、この限りでない。)
b		運転者等が駐車して休息できる駐車場が十分あること	
С		運転者等が24時間利用できる便所が設置されている	
		<b>キレノマの本州ロナルミレノナク江日中ノロナレル</b>	フサービス方式で小売りする店舗(いわゆるコンビニエンスストア)で、
d		王として飲食料品を中心とした各種取寄り品をでか、 長時間営業(14 時間以上)を行うものであること。	ノザーに入力式で小売りする店舗(いわゆるコンに―エンスストナ)で、

е		開発区域は 1-(7)に掲げる道路に 30m以上接し、一般の	交通に	支障と	:ならない位置に有効幅員 5m 以	<b>上の車両用出入口を2箇所</b>				
		<b>設けること</b> 。(ただし、道路管理者との協議により、車両用出入口を2箇所設けることができない場合で、有効幅員 6m以上の								
		車両用出入口を1箇所設けた場合はこの限りでない。)								
f		建築物は、平屋建で床面積 200 m以下とする。								
		なお、別棟の倉庫、便所その他これらに類する附属建築物で合計床面積 10 m以内のものは上記「床面積 200 m」に含めない。								
- (ウ)	《給油	<b>所等(ガソリンスタンド、自動車用液化石油ガススタン</b>	/ド等)	】の場	合、次の a~e の <u>すべて</u> に該当	すること。				
а		開発区域の面積は 1,000 m以上とすること。								
b		開発区域は 1-(ア)に掲げる道路に 30m以上接し、一般の	交通に	支障と	:ならない位置に有効幅員 5m 以	<b>上の車両用出入口を2箇所</b>				
		設けること。(ただし、道路管理者との協議により、車	両用出	入口を	2 箇所設けることができない	場合で、有効幅員 6m 以上の				
		車両用出入口を1箇所設けた場合はこの限りでない。)								
С		建築物は平屋建とする。								
d		事業所設置について認可の見込みがあるもの。								
е		自動車等の軽易な修理工場を併設する場合においては、	当該	部分の	床面積を 75 ㎡以下とすること	0				
3		当該施設に管理住宅は含まないものとする。								
特		見地調査 : 令和 年 月 日	処	受	前・太 土木事務所					
記			TH	付	令和 年 月 日第	号				
事			理	許	令和 年 月 日					
項			欄	可	許可番号 第	- 号				

※1:自己居住用の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)

※2:自己居住用、自己業務用で1ha 未満場合は、添付不要。(手引第6章1 (2) 参照)

変更許可が必要であること。③技術基準に抵触する場合は、許可を取り消す場合があることを申請者(代理人)に周知する。
※6:工事1件の請負代金の額が500万円未満の工事に限る

#### 分家住宅開発行為許可申請審査表

【 市街化調整区域内、法29条、法34条12号、条例3条1号 】

		【 市街化	調整区域内、法29条	、法3	34条1	2号	、条例3条1号 】		
			審査の迅速化や平準化	等、通	刻な	查体	制の確保を目的として作成したものであり、標準的な		
		て適用する。	====================================	unio ele va	E ATME	D44-1-	ウェー・ウェー・ウェー・ウェー・ウェー・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
		を開かれ、一番自己の過去で中部 と関うする。	言類を作成9る際の笛	思事場		<b>ÿ</b> ₩	寄与するものであることから、公表(群馬県ホームペ		
		住 所		T _					
#	請者	氏 名		申	請	地			
予定	建築	物の用途 専用住宅 ※属	人性の強い許可	勤	務	地			
技術	<b>斯基</b>	<b>準の適用</b> 自己居住用		手	数	料	8,600円		
農転	調整	有・無 4条・5条	月可	代	理	人			
		17 7	月 保留	連	絡	先	Tel		
		30条に基づく次の申請書及び							
							画法に基づく開発許可制度の手引(以下「手引」と		
		「第6章 開発計可申請等手続		CUI	る刀惟	3891	ର୍		
▼于!	引弗り耳	1(2)『開発許可申請書及び添	付凶書』を参照		_ === <del>+1</del> :4	수=쓰다	月(主なもの(その他、手引参照))		
番号	適否	名 称【関係	規定】				そのでは、子のでは、子のでは、アクラスをは、アクラスをは、アウスをは		
1		開発行為許可申請書【省令16多	<b>秦</b> 】	_			昇順に記入。2 欄は実測面積記入(小数点以下切捨て)。		
2		委任状	· -	_			、登録番号記載。		
3		申請理由書					ったかを明瞭簡潔に記載。土地が使用貸借の場合、将		
							ある旨明示。		
							あれば、内容の修正は求めない。		
4		土地の地図(公図の写し)【県	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				項証明書と整合するもの。		
5		土地の登記事項証明書【県規則	_				効力のあるもの。		
6 7		開発行為の施行等の同意書【省 □同意をした者の本人確認資料					許可であり、100%同意を原則とする。 」による場合は、同意書押印時に有効なもの。		
8		□ 開発区域内権利者一覧表【リ							
9		水利権者の同意書	RATE OF THE	▲筆数10以上は添付する。 ▲許可・承認等の状況を申請書「その他必要な事項」欄に記入又は別添					
10		他法令許可書等の写し関連他法	- 合許可等一覧表	参考様式「関連他法令許可等一覧表」を添付すれば省略可能。					
11		現況写真(2方向以上)	11411 111 902	▲現況図から現地状況を判断することが難しい場合は添付を求める。					
◆手	引第6章	1 (2) 表 1 『法第 34 条各号に	関する申請に必要な図書						
番号	適否	名 称【関係		_			月(主なもの(その他、手引参照)) 系る説明(平成 28 年度以降)		
12		分家住宅の許可申請に係る説明	書及び念書【県条例規	+					
		則7条2号】			,,		,,		
13		L申請者の本人確認資料							
1 4		L申請者の住民票の謄本							
15		一方が7をおびばに 田 音で	等の婚約証明書						
16		ス場合 媒門	(等の本人確認資料						
17			音の戸籍抄本	▲ △ 卦 確 点 ( 万田)					
18		上自己資金の残高証明書写し 上住宅新築に係る融資証明書写	1	●合計残高( , 万円) ●融資額( , 万円)					
2 0		L直近の所得証明書又は給与所	- 1 18/ 11/28	●融資額(, 万円)  ●所得による借入限度額(, 万円)					
21		申請者及び土地提供者の戸籍謄		▼四行による百八収支領( ,   刀円)					
22		申請者及びその配偶者等の無資		ı					
L		7条2号】							
23		土地提供者の名寄等【県条例規	則7条1号】						
24		予定建築物の各階平面図							
◆手	引第6章	€1(2)表2『設計図(作成した	者の氏名の記載を要す						
番号	適否	名 称【関係	規定】				月(主なもの(その他、手引参照)) 系る説明(平成 28 年度以降)		
2 5		開発区域位置図【省令17条】		●縮	沢 1/1	0,000	以上		
26		開発区域区域図【省令17条】			沢 1/2				
27		現況図【省令16条】		_			又は1/2,500以上。開発区域区域図との兼用が可能。		
28		求積図 面積	m²		沢 1/5				
I						おい	ては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が可		
29		上排到田計画网【少△ 1c タ】		_	。※1 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記	γη τ <del>γ</del>	P+ 1/1 000 P/ F		
. / 4	ı	土地利用計画図【省令16条】		●縮尺 1/500 又は 1/1, 000 以上					
		造成計画平面図【省令16条】		●縮尺 1/500 又は 1/1, 000 以上 ●縮尺 1/500 以上					
3 0			<u>*</u> 1				·		
		造成計画平面図【有令16条】 造成計画縦横断面図【省令16多	<b>条</b> 】	●縮	沢 1/5	00以	L		
3 0				●縮 ▲高	沢 1/5	00 以 m以	上 上の部分のみ添付すれば可。		

3 3		L排水施設構造図	- 11111	尺 1/50 .	- ·
					さいては、技術基準への適合について文言記載による図面
0.4		) \$\ \cappa print   \( \lambda \) \\ \( \lambda \) \\\ \( \lambda \) \\ \( \lambda \) \\\ \( \lambda \) \\\\ \( \lambda \)	- '	т, д ј ш.	ǐ可能。※1
3 4		がけの断面図【省令16条】		尺 1/50.	
3 5		擁壁の断面図【省令16条】 - 構造計算書	- 116	尺 1/50.	以上 おいては、技術基準への適合について文言記載による計算
			書	の簡略化	<b>公が可能。**1</b>
3 7		その他、知事が必要と認める図書【県規則6条】			J外で、法33条、34条の各規定に適合することを確認する 是なもの。
		M基準適否の審査)→ 法34条12号 (条例3条1号) に	適合 3	けること	の審査事項
		のすべてに該当すること。(練引き:昭和・平成 年	月	日)	
番号	適否		査		
1		申請地には令第29条の9各号に掲げる区域が含まれて ついては、知事が指定する区域(県規則第8条の2第2			(令第29条の9第6号(水防法に基づく浸水想定区域)に D規定に基づく指定区域)を含めることができる。)
2		申請者が自ら居住する専用住宅であること。			
3		申請地を線引き前から引き続いて所有する者の状況(材	1続等	による	経済者を含む)
		線引き前の申請地所有者氏名(	• •		との続柄( )
		現在の申請地所有者氏名(			<b>との続柄(</b> )
4	•	と <u>申請地を線引き前から引き続いて所有する者</u> ( <u>相続等</u> ・2 の <u>いずれか</u> に該当すること。	まによる	る承継者	<u> (を含む</u> ) の関係
-1		線引き前土地所有者と三親等以内の直系血族、かつ、現	見在の	土地所	有者と三親等以内の血族 <u>の関係</u> 。
-2		線引き前土地所有者と三親等以内の直系血族の関係で、	かつ	、現在、	申請者が申請地を所有している。
5	申請地	の位置は、次の1·2 <u>いずれか</u> に該当すること。			
-1		既存集落の建築物の敷地から、おおむね100m以内			
-2					L地で、その土地の外周のおおむね 1 / 4 以上が農地では
			こ限る	)に接っ	する土地(当該土地が道路、水路等の公共物に接する場合
		は公共物を挟み向かい合う土地)。			
6	<b>-</b>	申請地の面積は、原則として150㎡以上500㎡以	下であ	<u>ること。</u>	
7	その他	の事項として、次の1・2のすべてに該当すること。	<b>K</b> 45 I	Lub	to programme to
-1		土地所有者は、居住の用に供する専用住宅の建築が可能	とな工	心を別作	<b>見していないこと。</b>
-2	中調石	iは、次の7〜1の <u>すべて</u> に該当すること。 自己の居住の用に供する土地又は建築物を所有していた。		L /#3	<b>川共 同日共会ナ</b> い
7 1		自己の合注の用に伝する土地文は建業物を利有してv. 結婚その他独立して世帯を構成する事情を有すること。		<b>C</b> 。 (80	内名、  内店名さい / 。
		REACT COMMITTED CERT CHRON STATE COMMITTED CERT CHRON STATE CHRO		<b>⊘</b> (7) ~	(ሰ) ハボわかに該当オスニレ
	(7)	扶養すべき同居者(直系血族三親等以内の者)が			( ) <u>( · · y 1 に) / · · · · · · · · · · · · · · · · · · </u>
	(1)	現在婚約しており、近い将来結婚を予定している			
	( <del>†</del> )	年齢がおおむね30歳以上であり、独立して世紀			<b>注理的事情があること。</b>
'n		申請地から通勤可能であること。			
I		適切な資金計画を有していること。			
特		見地調査 : 令和 年 月 日	処	受	前・太 土木事務所
記			7677	付	令和 年 月 日第 号
事			理	許	令和 年 月 日
ı .			欄	可	許可番号 第 一 号

<sup>※1:</sup>簡略化した場合は、①許可条件として完了時までに当該図書の提出が必要であること。②許可時と内容が変わる場合は、変更許可が必要であること。③技術基準に抵触する場合は、許可を取り消す場合があることを申請者(代理人)に周知する。

# 既存宅地内建物(再開発型)開発行為許可申請審査表

【 市街化調整区域内、法29条、法34条12号、条例3条2号 】

			正色别 八 四日 5 木				<u>-</u>
			<b>査の迅速化や平準化</b>	等、適	切な	<b>查</b> 体	制の確保を目的として作成したものであり、標準的な
申	清におい	<b>\て適用する。</b>					
■なる	お、この	審査表は、審査の透明性や申請書	類を作成する際の留	意事項	の確認	等に	寄与するものであることから、公表(群馬県ホームペ
-:	ジ上にん	類)する。					
申	請 者	氏 名		1.			
		物の用途		申	請	地	
			2業務用・その他	手	数	料	円
יו אנ	n 25 -			代	<del></del> 理	人	
農転	調整	有・無 4条・5条	月可	- 1	_		
			月保留	連	絡	先	Tel
		30条に基づく次の申請書及び添					
※審	<b>査にあた</b>	っては、申請書及び添付図書が群	馬県県土整備部建築	課作成	切除	哈市哥	画法に基づく開発許可制度の手引(以下「手引」と
称	す)』の	「第6章 開発許可申請等手続き」	等に基づき作成され	こてい	るか確	認す	<b>ත</b>
◆手	引第6章	51(2)『開発許可申請書及び添付[	図書』を参照				
				•	· 記載	车量分日	月(主なもの(その他、手引参照))
番号	適否	名 称【関係規	定】				系る説明(平成 28 年度以降)
1		開発行為許可申請書【省令16条】		_			昇順に記入。2欄は実測面積記入(小数点以下切捨て)。
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
2		委任状					、登録番号記載。
3		申請理由書		+			ったかを明瞭簡潔に記載
4		設計説明書【省令16条】**1		●台	帳面積	は地	目別概要欄に( )で記入
5		└付表1 <sup>※1</sup>					
6		└付表2*1					
7		└付表3*1					
8		法32条同意書					
9		法32条協議書					
10		土地の地図(公図の写し)【県規則	6冬	•+	地の科	記重	項証明書と整合するもの。
11		土地の登記事項証明書【県規則6					効力のあるもの。
			_				
1 2		開発行為の施行等の同意書【省令	17条】				上の同意があればよい。ただし、すべての同意が得ら
							工事を行うことが出来ないことに注意する。(手引第3
				_	18参		
13		□同意をした者の本人確認資料	【県規則5条】	•	印鑑記	明書	」による場合は、同意書押印時に有効なもの。
1 4		┗開発区域内権利者─覧表【県規	測5条】	▲筆	数10」	以上i:	は添付する。
1 5		水利権者の同意書		▲許	可・承	認等	の状況を申請書「その他必要な事項」欄に記入又は別
16		他法令許可書等の写し関連他法令	許可等一覧表	添	参考特	試「	関連他法令許可等一覧表」を添付すれば省略可能。
1 7		現況写真(2方向以上)	H 1 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7				地状況を判断することが難しい場合は添付を求める。
		1 (2) 表 1 『法第 34 条各号に関す	- 4 中華に必要が図書	_			
▼7:	)   	ニー(2) 衣!』広第54 末行与に戻り	②中間 − 必要の回	_			ビンデーリーン (新聞はかから) またい (その他、手引参照))
番号	適否	名 称【関係規	定】	_			7 (主なもの (その他、子写参照)) 系る説明(平成 28 年度以降)
	l	About No. 2 House a long and a second		+			
18		線引き前から宅地である旨の証明		_			や「課税証明」等
19		連たん状況図					明らかに適合している場合、カウント表示は任意(縮
				尺	1/2, 5	00以	上)
20		予定建築物の各階平面図		●既	存があ	る場	合、既存建築物も含む
2 1		予定建築物の立面図		●既	存があ	る場	合、既存建築物も含む
				▲建	築物の	高さ	を土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要
▲手	三年 6 至		の氏名の記載を要す	•			
<b>V</b> 1 :	ייאור <del>ד</del>		いんこうに共であり			在=只0	月(主なもの(その他、手引参照))
番号	適否	名 称【関係規	定】				系 (主なもの) (その) (この) (この) (この) (この) (この) (この) (この) (こ
0.0	f	明珍区长达墨四【火入17.8】		_			
22		開発区域位置図【省令17条】			尺 1/1	-	
23		開発区域区域図【省令17条】			尺 1/2		
24		現況図【省令16条】					又は1/2,500以上。開発区域区域図との兼用が可能。
2 5		求積図 面積	m²		尺 1/5	-	
						おい	ては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が可
				能	×2		
26		土地利用計画図【省令16条】				00 又	は1/1,000以上
27		造成計画平面図【省令16条】					は1/1,000以上
28		造成計画縦横断面図【省令16条】			尺 1/5		
							エ 上の部分のみ添付すれば可。
2.0		地址被到到面顶去网【火入10 久】		_	尺 1/5		
29	Ī	排水施設計画平面図【省令16条】		一种	ハイ エ/ り	ᄱᄽ	┷

3 0		└排水施設に関する計算書	●面科 計立	責 0. 1ha 未満計算不要、0. 1ha 以上 0. 5ha 未満は一次放流先まで
			▲許	可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面
3 1		└排水施設構造図		簡略化が可能。**2 マ 1/50 以上
31		一小小吧政件,但因		1750 以上 可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面
				9略化が可能。※2
3 2		給水施設・消防水利計画図【省令 16 条】**1		7.1/500以上
3 3		道路計画縦断図		7.1/50以上
			▲同_	E <sup>*2</sup>
3 4		道路計画標準橫断図	-1111	₹1/50以上
			▲同_	
3 5		がけの断面図【省令16条】		7 1/50 以上
3 6		擁壁の断面図【省令16条】		7 1/50 以上
3 7		L 構造計算書		可時においては、技術基準への適合について文言記載による計算
38		公共施設新旧対照図		D簡略化が可能。**2
39		その他、知事が必要と認める図書【県規則6条】	- 11111	₹ 1 /1, 000 以上 記図書以外で、法 33 条、34 条の各規定に適合することを確認す
33		とり他、和事が必要と恥めりの凶音【外が原し木】		とめに必要なもの。
	2. (女组	基準適否の審査)→ 法34条12号(条例3条2号)に		
		のすべてに該当すること。(練引き:昭和・平成 年	月	B)
	道否	*	査	事項
1		申請地には令第29条の9各号に掲げる区域が含まれて	ていない	いこと。(令第29条の9第6号(水防法に基づく浸水想定区域)
		については、知事が指定する区域(県規則第8条の2	第2項	ただし書の規定に基づく指定区域)を含めることができる。)
2	申請地	は、次の1~4の <u>いずれか</u> に該当すること。		
-1		線引きの際に宅地として土地登記簿に登記されている いるもの	土地で	線引きの日以降も引き続き宅地として土地登記簿に登記されて
-2		線引きの際市町村の固定資産税課税台帳上宅地として 課税台帳上宅地として評価されているもの	評価さ	れている土地で線引きの日以降も引き続き市町村の固定資産税
-3		上記要件 (1-1 又は 1-2) のほか、線引きの際及び線引	<b> きのE</b>	]以降宅地であったと知事が認める土地
-4			われた	土地で、その換地前の土地が上記要件(1-1、1-2 又は 1-3)のい
		ずれかに該当するもの		
3		甲請地の位置は、既存集落(おおむね 50 以上の建築する地域)に存する建築物の敷地からおおむね 50m以		当該建築物の存する敷地相互の間隔がおおむね 50m 以内で連たんスート
4				っここ。     
•		専用地域内に建築可能であること)	-A-	
5	予定建	築物(既存がある場合、既存建築物を含む)の規模は、	次の1	·2の <u>すべて</u> に該当すること。
-1		原則として100%以下であること。 (容積率		%)
-2		原則として 10m以下であること。 (高さ		m)
6		敷地面積最低限度は、原則として 150 m²とする。(一D	極あた	-りの有効宅地面積は 150 ml以上であること)
7	公共施	設等の施設基準について、次の1·2の <u>すべて</u> に該当する		
-1				<b>のない場合は 5m) 以上で、かつ、袋路状でないこと</b> 。(ただし、
		以下の場合等で避難上及び車両の通行上支障がない場  (アー当該道路の延長若しくは当該道路とほかの既存)	台はこ 首路レ	の限りでない。) の接続が予定されている場合
		イ 転回広場又は避難通路が設けられている場合		の接続が予定されている場合 で当該道路の長さに応じて転回広場が設けられている場合
-2	対けたな	し ワー3,000 m未満の開発行為において幅員か om 以上 設は、原則として次のア・イのすべてに該当すること。	の追路	で当該追路の長さに応じて転回広場か設けられている場合人
7	おいいが	銀は、原列として次の110 <u>9~)</u> に該当りること。 排水が地下に浸透するおそれのない構造であること。		
1		排水の適切な放流先があること。		
特	□ ∌	地調査:令和 年 月 日	処	受前・太土木事務所
記			1	付 令和 年 月 日第 号
			理	\1. F   F   F   F   F   F   F   F   F   F
事			欄	許     令和     年     月     日       可     許可番号     第     -     号
項				

<sup>※1:</sup>自己居住用の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)
※2:簡略化した場合は、①許可条件として完了時までに当該図書の提出が必要であること。②許可時と内容が変わる場合は、変更許可が必要であること。③技術基準に抵触する場合は、許可を取り消す場合があることを申請者(代理人)に周知する。

#### 敷地增(住宅)開発行為許可申請審査表

【 市街化調整区域内、法29条、法34条12号、条例3条3号 】

■この審査表は、審査事項の確認不足防止・審査の迅速化や平準化等、適切な審査体制の確保を目的として作成したものであり、標準的な 申請において適用する。(この審査表は『敷地増(住宅)』において自己居住用に限ったものである。) ■なお、この審査表は、審査の透明性や申請書類を作成する際の留意事項の確認等に寄与するものであることから、公表(群馬県ホームへ ージ上に公開)する。 住 所 申請者 申 地 詰 氏 名 予 定 建 築 物 の 用 途 住宅 勤 務 地 技術基準の適用 丰 数 料 600円 口 代 理 人 農転調整 有・無 4条·5条 月 保留 連 絡 先 ※都市計画法30条に基づく次の申請書及び添付図書により、同法31条~34条の各規定の適否を審査する。 ※審査にあたっては、申請書及び添付図書が 群馬県県土整備部建築課作成の『都市計画法に基づく開発計可制度の手引(以下「手引」と 称す)』の「第6章 開発許可申請等手続き」等に基づき作成されているか確認する。 ◆手引第6章1(2)『開発許可申請書及び添付図書』を参照 ●・・・記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) 番号 適 否 称【関係規定】 名 ▲・・・簡素化に係る説明(平成28年度以降) 開発行為許可申請書【省令16条】 ●1 欄の地番は昇順に記入。2 欄は実測面積記入(小数点以下切捨て)。 1 2 ●代理者の資格、登録番号記載 委任狀 3 申請理由書 ●何故申請に至ったかを明瞭簡潔に記載。土地が使用貸借の場合、将 来相続予定である旨明示。 ▲理由の記載があれば、内容の修正は求めない。 土地の地図 (公図の写し) 【県規則6条】 ●土地の登記事項証明書と整合するもの。 4 ●申請時に権利効力のあるもの。 土地の登記事項証明書【県規則6条】 5 ▲許可時 2/3 以上の同意があればよい。ただし、すべての同意が得ら 6 開発行為の施行等の同意書【省令17条】 れなければ、工事を行うことが出来ないことに注意する。(手引第3 章 18 参照) □同意をした者の本人確認資料【県規則5条】 ●「印鑑証明書」による場合は、同意書押印時に有効なもの。 7 ┗ 開発区域内権利者一覧表【県規則5条】 ▲筆数 10 以上は添付する。 8 水利権者の同意書 9 ▲許可・承認等の状況を申請書「その他必要な事項」欄に記入又は別添 他法令許可書等の写し関連他法令許可等一覧表 参考様式「関連他法令許可等一覧表」を添付すれば省略可能。 10 ▲現況図から現地状況を判断することが難しい場合は添付を求める。 現況写真(2方向以上) 11 ◆手引第6章1(2)表1『法第34条各号に関する申請に必要な図書』を参照 ⇔ 立地基準適否の審査は別記による ●・・・記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) 番号 適否 名 称【関係規定】 ▲・・・簡素化に係る説明(平成28年度以降) 12 線引き以前から住宅であったことを示すもの ●「登記事項証明書(建物)」や「課税証明」等 13 予定建築物の各階平面図 ●既存がある場合、既存建築物も含む 予定建築物の立面図 ●既存がある場合、既存建築物も含む 14 ▲建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要 ◆手引第6章1(2)表2『設計図(作成した者の氏名の記載を要す。)』を参照 ●・・・・記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) 番号 適否 名 称【関係規定】 ▲・・・簡素化に係る説明(平成28年度以降) 開発区域位置図【省令17条】 15 ●縮尺 1/10,000 以上 開発区域区域図【省令17条】 ●縮尺 1/2,500 以上 16 現況図【省令16条】 ●縮尺 1/1,000 又は 1/2,500 以上。開発区域区域図との兼用が可能。 1 7 18 求積図 面積 m² ●縮尺 1/500 以上 ▲許可時においては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が可 能。\*\*1 土地利用計画図【省令16条】 ●縮尺 1/500 又は 1/1,000 以上 19 20 造成計画平面図【省令16条】 ●縮尺 1/500 又は 1/1,000 以上 2.1 造成計画縦横断面図【省令16条】 ●縮尺 1/500 以上 ▲高低差1 m以上の部分のみ添付すれば可。 2.2 排水施設計画平面図【省令16条】 ●縮尺 1/500 以上 23 └排水施設構造図 ●縮尺 1/50 以上 ▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面 の簡略化が可能。\*1 24 がけの断面図【省令16条】 ●縮尺 1/50 以上 25 擁壁の断面図【省令16条】 ●縮尺 1/50 以上 26 □構浩計算書 ▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による計算 書の簡略化が可能。 その他、知事が必要と認める図書【県規則6条】 ●上記図書以外で、法33条、34条の各規定に適合することを確認する 27 ために必要なもの。

◆別		15基準遺否の審査)→ 法34条12号 (条例3条3号) に	適合?	けること	の審査事項	
<b>*</b>	<b>₽1~</b> 3	のすべてに該当すること。(練引き:昭和・平成 年	月	8	)	
番号	道否	***************************************	査	事	項	
1		申請の用途が住宅であること。				
2		拡張する敷地の位置は、既存敷地に隣接する土地であ	ること	。(たた	どし、隣接する土地が開発さ	れた土地(露天駐車場等も含
		む。)又は公共物があって拡張することが困難な場合	は公共	物を挟	<b>込の向かい合う土地も可能。)</b>	
3		拡張後の敷地面積の合計は、500 ㎡以下であること。				
特	□ ¾	見地調査 : 令和 年 月 日	処	受	前・太 土木事務所	·
記			T:FFF	付	令和 年 月 日第	号
事			理	許	令和 年 月 日	
項			欄	可	許可番号 第	- 号

<sup>※1:</sup> 簡略化した場合は、①許可条件として完了時までに当該図書の提出が必要であること。②許可時と内容が変わる場合は、 変更許可が必要であること。③技術基準に抵触する場合は、許可を取り消す場合があることを申請者(代理人)に周知する。

### 公共移転[調整区域内建物](住宅)開発行為許可申請審査表

【 市街化調整区域内、法29条、法34条12号、条例3条4号 】

	4かい注化学   第111万字本体制の塊段をPDのとして作成したモルブを10 1mm=00
	や平準化等、適切な審査体制の確保を目的として作成したものであり、標準的 ROSTato Callon
	<u> YEMMの関係を表してある。)</u> ・ な際の留意事項の確認等に寄与するものであることから、公表(群馬県ホーム・
開する。	の意の出版事業のJEENS 中に出出するのの人のののことが、A2K (日本語)に A
住所	Н № 44
氏 名	
	<b>手 数 料</b> 8,600
<b>有・卌                                    </b>	
	、ひ、问法31宋~34宋の合衆にの適合を審賞9る。 (備部建築課作成の『都市計画法に基づく開発許可制度の手引(以下「手引」と
	▲・・・簡素化に係る説明(平成28年度以降)
	●1 欄の地番は昇順に記入。2 欄は実測面積記入(小数点以下切捨て)
	●代理者の資格、登録番号記載。
中誀理出書	●何故申請に至ったかを明瞭簡潔に記載。土地が使用貸借の場合、 来相続予定である旨明示。
	★理由の記載があれば、内容の修正は求めない。
土地の地図(公図の写し)【県規則6条】	●土地の登記事項証明書と整合するもの。
土地の登記事項証明書【県規則6条】	●申請時に権利効力のあるもの。
開発行為の施行等の同意書【省令17条】	●属人性の強い許可であり、100%同意を原則とする。
	▲筆数 10 以上は添付する。
	▲許可・承認等の状況を申請書「その他必要な事項」欄に記入又は 添参考様式「関連他法令許可等一覧表」を添付すれば省略可能。
	▲現況図から現地状況を判断することが難しい場合は添付を求める。
	●・・・記載等説明(主なもの(その他、手引参照))
石 你【矧求况走】	▲・・・簡素化に係る説明(平成28年度以降)
公共事業に係る契約書の写し	
	m 2
	m²
	▲建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要
	■ 足来(が) 7同でで工が17月1日 国内、「国内にウガバデルの3所は「女
既存建築物の立面図	▲建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要
1 (2) 表 2 『設計図(作成した者の氏名の記	載を要す。)』を参照
名 称【関係規定】	●・・・記載等説明(主なもの(その他、手引参照))
	▲···簡素化に係る説明(平成 28 年度以降)
	●縮尺 1/10,000 以上。大規模指定既存集落(申請に直接関わりの無 集落は除く)を明示。
開発区域区域図【省令 17 条】	●縮尺 1/2,500 以上。大規模指定既存集落(県規則第 19 条を適用す
	場合には『◆別記(立地基準適否の審査)』において、1-2 又は1-
	に該当することを確認できる事項を含む)を明示。
現況図【省令16条】	●縮尺 1/1,000 又は 1/2,500 以上。開発区域区域図との兼用が可能
N. Adams 1997	
求積図 面積 m²	●縮尺 1/500 以上
求積図 面積 m²	▲許可時においては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が
	▲許可時においては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が 能。**1
求積図 面積 ㎡ 土地利用計画図【省令16条】 造成計画平面図【省令16条】	▲許可時においては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が
土地利用計画図【省令16条】	▲許可時においては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が 能。**1 ●縮尺 1/500 又は 1/1,000 以上
土地利用計画図【省令16条】 造成計画平面図【省令16条】 造成計画縦横断面図【省令16条】	▲許可時においては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が 能。**1 ●縮尺 1/500 又は 1/1,000 以上 ●縮尺 1/500 又は 1/1,000 以上
土地利用計画図【省令16条】 造成計画平面図【省令16条】 造成計画縦横断面図【省令16条】 排水施設計画平面図【省令16条】	▲許可時においては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が 能。※1 ●縮尺 1/500 又は 1/1,000 以上 ●縮尺 1/500 又は 1/1,000 以上 ●縮尺 1/500 以上 1/500 以上 ●縮尺 1/500 以上 ●商低差 1 m以上の部分のみ添付すれば可。
土地利用計画図【省令16条】 造成計画平面図【省令16条】 造成計画縦横断面図【省令16条】	▲許可時においては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が 能。※1 ●縮尺 1/500 又は 1/1,000 以上 ●縮尺 1/500 又は 1/1,000 以上 ●縮尺 1/500 以上 ●縮尺 1/500 以上 ▲高低差 1 m以上の部分のみ添付すれば可。 ●縮尺 1/500 以上
土地利用計画図【省令16条】 造成計画平面図【省令16条】 造成計画縦横断面図【省令16条】 排水施設計画平面図【省令16条】	▲許可時においては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が 能。※1  ●縮尺 1/500 又は 1/1,000 以上  ●縮尺 1/500 又は 1/1,000 以上  ●縮尺 1/500 以上  ●縮尺 1/500 以上  ▲高低差 1 m以上の部分のみ添付すれば可。  ●縮尺 1/500 以上  ●縮尺 1/50 以上  ◆許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図
土地利用計画図【省令16条】 造成計画平面図【省令16条】 造成計画縦横断面図【省令16条】 排水施設計画平面図【省令16条】	▲許可時においては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が 能。※1 ●縮尺 1/500 又は 1/1,000 以上 ●縮尺 1/500 又は 1/1,000 以上 ●縮尺 1/500 以上 ●縮尺 1/500 以上 ▲高低差 1 m以上の部分のみ添付すれば可。 ●縮尺 1/500 以上
	使所 氏名 物の用途 専用住宅 ※属人性の強い許可 の適用 自己居住用 有・無 4条・5条 月 月 (30) 祭に基づく次の申請書及び添付図書によっては、申請書及び添付図書が等馬県県土整 「第6章 関発許可申請等手続き」等に基づ は1(2) 「開発許可申請書」を参り 名 称 「関係規定」 開発行為許可申請書【省令16条】 委任状 申請理由書 「4令16条】 大地の登記事項証明書【県規則6条】 開発行為の施行等の同意書【4令17条】 し同意をした者の本人確認資料【県規則5条】 水利権者の同意書 他法令許可書等の写し関連他法令許可等一覧 現況写真(2方向以上) を1(2) 表1 『法第34条各号に関する申請による 名 称 「関係規定】 公共事業に係る契約書の写し 既存敷地面積求積図 面積 買収地丈量図 面積 買収地丈量図 面積 ア定建築物の全階平面図 死存建築物の全階平面図 死存建築物の立面図 既存建築物の立面図 既存建築物の立面図 既存建築物の立面図 既存建築物の立面図 既存建築物の立面図 既存建築物の立面図 既存建築物の立面図 既存建築物の立面図 既存建築物の立面図 に1(2)表2 『設計図(作成した者の氏名の記 名 称 「関係規定】

#### 第8章 その他(審査表(参考掲載))

3 0		□構造計算書	▲許	可時に:	おいては	、技術	析基準	<b>へ</b> の適	合について	文言記載に	よる計算
			書	の簡略	化が可能	×1					
3 1		その他、知事が必要と認める図書【県規則6条】	●上記	記図書	以外で、	法 33	条、	34 条の	各規定に適	i合すること	を確認す
			る7	ために	必要なも	の。					
◆別語	足(立	基準適否の審査)→ 法34条12号 (条例3条4号) に	適合す	ること	の審査	珂					
		のすべてに該当すること。(練引き:昭和・平成 年	月	B	)						
番号	適否	*	査	#	項						
1		申請者は、公共事業により建築物の敷地が買収された。	ことに	より移	転等が必	要な	者であ	ること	10		
2		予定建築物は、移転等の前と同一の用途であること。									
3		申請地の面積は、500㎡以下であること。(ただし、既	存敷地	が 500	mを超え	えてい	る場合	合は既存	薄地と等配	頭までとす	る。)
4		申請地は、土地所有者、申請者、公共事業施行者の三者	契約し	ノた土!	也である	こと。	(たた	じ、申	請者が公共	事業が公表	される前
		から所有する土地に移転する場合はこの限りでない。)									
5		申請は、移転等の承諾をした日からおおむね1年以内	である	こと。							
特		見地調査 : 令和 年 月 日	処	受	前・太	土 土 オ	<b>卜事務</b>	所			
記			理	付	令和	年	月	日第			号
事			理	許	令和	年	月	日	·	· ·	
項			欄	可	許可番	号 第			_	-	号

<sup>※1:</sup>簡略化した場合は、①許可条件として完了時までに当該図書の提出が必要であること。②許可時と内容が変わる場合は、 変更許可が必要であること。③技術基準に抵触する場合は、許可を取り消す場合があることを申請者(代理人)に周知する。

#### 公共移転[調整区域内建物](住宅以外)開発行為許可申請審査表

【 市街化調整区域内、法29条、法34条12号、条例3条4号 】

			整区域内、法29条				
							制の確保を目的として作成したものであり、標準的
							己居住用以外に限ったものである。)
			類を作成する際の留	意事項	の確認	等に	寄与するものであることから、公表(群馬県ホーム
	ソエに公	開) する。   住					
₱	請者	<u> </u>		申	請	地	
予定	建築	物の用途		公:	共事	業 名	
		■ の <b>適 用</b> 自己業務用・非自己	 3用	手	数	料	
<b>#</b> #-	三田 本	士 無 12 「2	月可	代	理	人	
長 収	調整	有・無 4条・5条	月 保留	連	絡	先	Tel
※都i	村舗画法	30条に基づく次の申請書及び添	付図書により、同法	31 🛊	<b>₹~</b> 34	条の	各規定の適否を審査する。
							画法に基づく開発許可制度の手引(以下「手引」と
		「第6章 開発許可申請等手続き」		ってい	るか確	認する	<u>5.                                      </u>
<b>◆手</b>	引第6章	1 (2) 『開発許可申請書及び添付	図書』を参照	-			
番号	適否	名 称【関係	淀】				月(主なもの(その他、手引参照)) 5 4 新明(文式 20 年度以降)
1		開発行為許可申請書【省令 16 条	1				<b>系る説明(平成 28 年度以降)</b> 昇順に記入。2 欄は実測面積記入 (小数点以下切捨て
1			1				形似。2 侧以关侧面倾配入(7 数点以下奶倍) 用途記入。
2		委任状					、登録番号記載。
3		申請理由書					ったかを明瞭簡潔に記載
-							あれば、内容の修正は求めない。
4		設計説明書【省令16条】**1		<b>●</b> É	帳面積	責は地	目別概要欄に( )で記入
5		└付表1 <sup>※1</sup>					
6		└付表2*1					
7		└付表3*1					
8		法32条同意書					
9		法32条協議書	_				
10		土地の地図(公図の写し)【県規					項証明書と整合するもの。
1 1		土地の登記事項証明書【県規則(					効力のあるもの。
1 2		開発行為の施行等の同意書【省合		_			を原則とする。
1 3		一同意をした者の本人確認資料		_			」による場合は、同意書押印時に有効なもの。
$\frac{14}{15}$		□開発区域内権利者一覧表【県 資金計画書【省令16条】**2	現則 5 条】	<b>▲</b> 簿	数 10.	以上に	は添付する。
16		□ 工事費の内訳明細書【県規則	4 久】※3				
$\frac{10}{17}$		□ 上事賃のが訳的神書【県規則□ 自己資金の残高証明書【県規		<b>A</b> A	<b>▼</b> 互計採月	見の話	明に限らない。(資金計画書への記載〔自己申告〕で
18		□ 融資証明書【県規則4条】※3	刊4米】				明に限らない。(資金計画書への記載〔自己申告〕で「
1 9		申請者の資力及び信用に関する時		_	乙州北水	到立つ田下	がに改めなり。(真立可画音、シルは、日口中日)(
1 3		※2	1日音【乐戏剧0米】				
2 0		□法人の場合:業務経歴書 登	7事項証明書 前年8	F ▲ ¾	经经经际	季書は	、申告書の「宅地造成履歴」欄に記載すれば添付不
		の納税証明書(法人税及び事			C1/5/1211		(   LI II > LI DESVENZE   MAI - II DAY / M A SAMMIT   1
2 1		└個人の場合:業務経歴書、住日		E 🔺	让		
		明書(所得税)※2					
22		設計者の資格に関する申告書【作					
23		└資格証明書又は卒業証明書【					
2 4		工事施行者の能力に関する申告					
2 5							、申告書の「宅地造成工事等施行履歴」欄に記載す
		の納税証明書(法人税及び事	<b>業税)**</b> 2			_ 10 .	建設業許可を受けない施工者の場合**6は、前年度の
0.0						を容	付する。
26		└個人の場合 : 事業経歴書、前年 得税)**2	PIS VINNTALLITY 音()	1	ų上		
2 7		水利権者の同意書(関連他法令記	+可筌—管表)		F可• 7	認等	の状況を申請書「その他必要な事項」欄に記入又は
- '		7   1	1 1寸 見以/				関連他法令許可等一覧表」を添付すれば省略可能。
2 8		他法令許可書等の写し(関連他活	よっ許可等一覧表)	1	- 715		The second of th
2 9		現況写真(2方向以上)		▲玛	況図カ	ら現	地状況を判断することが難しい場合は添付を求める
▶手	引第6章	1 (2) 表1 『法第34条各号に関す				_	
	適否	名 称【関係		•	••記載	等説明	月(主なもの(その他、手引参照)) 系る説明(平成28年度以降)
3 0	Ī	公共事業に係る契約書の写し		+	间术	101-17	1、のから)(丁以 40 十次外件)
31		既存敷地面積求積図 面積	m²	+			
		買収地丈量図面積	m²	+			
3 2							

3 4		予定建築物の立面図	▲建	築物の	高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要
3 5		既存建築物の各階平面図			
3 6		既存建築物の立面図			
<b>◆</b> 手:	引第6章	1(2)表2『設計図(作成した者の氏名の記載を要す。	。 <b>)』を</b>	参照	
	適否	名  称【関係規定】	_		等説明(主なもの(その他、手引参照)) とに係る説明(平成28 年度以降)
3 7		開発区域位置図【省令17条】			), 000以上
3 8		開発区域区域図【省令17条】		,	500以上
3 9		現況図【省令16条】	_		,000 又は 1/2,500 以上。開発区域区域図との兼用が可能。
4 0		求積図 面積 ㎡	▲許	. ,	10以上 おいては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が同
4 1		土地利用計画図【省令16条】			00 又は 1/1, 000 以上
12		造成計画平面図【省令16条】	●縮	尺 1/50	00 又は 1/1, 000 以上
43		造成計画縦横断面図【省令16条】	●縮	尺 1/50	00以上
					m以上の部分のみ添付すれば可。
4 4		排水施設計画平面図【省令16条】			00以上
4 5		□排水施設に関する計算書	計	算 可時に	na 未満計算不要、0. 1ha 以上 0. 5ha 未満は一次放流先まで おいては、技術基準への適合について文言記載による図面 が可能。**5
46		上排水施設構造図	▲許		)以上 おいては、技術基準への適合について文言記載による図面 が可能。**5
4 7		□流末水路縦断図	_	尺1/1	,000以上
48		□流末水路標準横断図	●縮。 ▲同.		00以上
4 9		給水施設・消防水利計画図【省令16条】**1	●縮	尺1/5	00以上
5 0		がけの断面図【省令16条】		尺 1/50	
5 1		擁壁の断面図【省令16条】		尺 1/50	-
5 2		L 構造計算書	書	の簡略	おいては、技術基準への適合について文言記載による計算 化が可能。**5
53		公共施設新旧対照図			,000以上
5 4		樹木保存、表土の保全等の現況図	の	簡略化	おいては、技術基準への適合について文言記載による図面 が可能。 <sup>※5</sup>
5 5		表土保全等の断面図	▲同		
56		その他、知事が必要と認める図書【県規則6条】	に 即	必要な した設	以外で、法 33 条の各規定に適合することを確認するため もの。(例:地区計画等の定めがある場合は、当該計画等に 計であることが確認できる図書)
		基準適否の審査)→ 法34条12号(条例3条4号)に	適合す	ること	の審査事項
		<b>)すべてに該当すること。(練引き:昭和・平成 年</b>	月	日	
号	適 否	4			**
		申請者は、公共事業により建築物の敷地が買収された	ことに	より移	転等が必要な者であること。
		予定建築物は、移転等の前と同一の用途であること。			
}	申請地	の面積は、次の(ア)~(ウ)のいずれかに該当すること。			
· ( <b>7</b> )		積の2倍(土地利用上必要と認められる場合は3倍)			買収後の残地に隣地を加えて拡張する場合は残地に買収面 ・面積)
· ( <b>1</b> )		既存面積の1.5倍以内であること。			
(ウ)		500 ㎡以下であること。			
		前から所有する土地に移転する場合はこの限りでない	١٥)		<b>-地であること。(ただし、申請者が公共事業が公表される</b>
		申請は、移転等の承諾をした日からおおむね1年以内	である	<u>こと。</u>	
特	口現	地調査 : 令和 年 月 日	- 処	受	前・太 土木事務所
記			- 理	付	令和 年 月 日第 号
事			_	許一	令和 年 月 日
項			欄	可	許可番号 第 一 号

- ※1:自己居住用の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)
- ※2:自己居住用、自己業務用で1ha 未満場合は、添付不要。(手引第6章1 (2) 参照)

- ※3:5ha未満の場合は、添付不要。(手引第6章1 (2) 参照)
  ※4:1ha未満の場合は、添付不要。(手引第6章1 (2) 参照)
  ※5:簡略化した場合は、①許可条件として完了時までに当該図書の提出が必要であること。②許可時と内容が変わる場合は、変更許可が必要であること。③技術基準に抵触する場合は、許可を取り消す場合があることを申請者(代理人)に周知する。
  ※6:工事1件の請負代金の額が500万円未満の工事に限る

### 指定集落内建物(住宅)開発行為許可申請審査表

【 市街化調整区域内、法29条、法34条12号、条例3条5号 】

								条例3条5号 】
			不足防止・審査の	迅速化や平準化	等、適	切な	<b>渣</b> 体	別の確保を目的として作成したものであり、標準的な
	-	て適用する。		L 1)				
			明性や申請書類を何	作成する際の留意	意事項	の確認	等に	寄与するものであることから、公表(群馬県ホームペ
	ノ上に	選)する。			,			
<b>#</b> 1	清 者	住所			申	請	地	
		氏 名			ļ.			
		物の用途専用住		い許可	_	亥中与		中学校
技術	基準	<b>車の適用</b> 自己居	住用		手	数	料	8,600円
農転	調整	有•無 4	4条・5条	月可	代	理	人	
		., ,	.,.	月 保留	連	絡	先	Tel
								S規定の適否を審査する。
※審記	いたあた	っては、申請書及び	添付図書が群馬県	<b>具土整備部建築</b>	課作。	物の関	計計中部	画法に基づく開発許可制度の手引(以下「手引」と
称	<u> す)』の</u>	「第6章 開発許可申	申請等手続き」等に	基づき作成され	てい	るか確	認する	Š.
◆手引	第6章	E1 (2) 『開発許可申詞	青書及び添付図書』	を参照				
来旦	適否	名	称【関係規定】		•	⋯記載	等説明	(主なもの(その他、手引参照))
田力			你【闲怀况记】		▲…	・簡素	比に係	る説明(平成28年度以降)
1		開発行為許可申請書	【省令 16 条】		<b>1</b>	欄の地	番は昇	順に記入。2 欄は実測面積記入(小数点以下切捨て)。
2		委任状			●代	理者の	資格、	登録番号記載。
3		申請理由書						ったかを明瞭簡潔に記載。土地が使用貸借の場合、将
								ある旨明示。
					_			られば、内容の修正は求めない。
4		土地の地図(公図の	/ 10/00/00 11	₹]			an- + /	頁証明書と整合するもの。
5		土地の登記事項証明						動力のあるもの。
6		開発行為の施行等の			_			午可であり、100%同意を原則とする。
7		┗同意をした者の本			•	「印鑑証	明書」	による場合は、同意書押印時に有効なもの。
8		┗開発区域内権利者	一覧表【県規則5	条】	▲筆	数10.	以上は	添付する。
9		水利権者の同意書			▲許	一可・承	認等の	の状況を申請書「その他必要な事項」欄に記入又は別
10		他法令許可書等の写	し関連他法令許可	等一覧表	添	参考核	試『	関連他法令許可等一覧表」を添付すれば省略可能。
1 1		現況写真(2方向以	上)		▲瑪	況図カ	ら現	也状況を判断することが難しい場合は添付を求める。
◆手引	第6章	€1 (2) 表1『法第34	条各号に関する申	請に必要な図書	訓を	参照←	並地	基準適否の審査は別記による
釆巳	適否	名	称【関係規定】		•	⋯記載	等説明	(主なもの(その他、手引参照))
		1			_			る説明(平成 28 年度以降)
1 2		指定集落内建物(住等様式)】	宅) 許可申請に係る	る説明書【(参考	▲様	試の作	城を追	<b>通じ、申請者が許可基準の適否を確認する。</b>
13		└【本人居住の場合	・】住民票又は戸籍	<b>新州票謄本</b>	● 当	該中学	校区	こ通算して10年以上居住したことがある者の場合。
1 4			勤務先の法人登記	2簿謄本等	● 当	i該中学	校区	こ通算して10年以上勤務したことがある者の場合。
15		└【本人勤務の場	在職証明書(勤済		1			
		合】	よる証明)					
16		└【本人以外居住の	場合】住民票、申	請者又は本家世	<ul><li>●当</li></ul>	該中学	校区	こ線引き前から居住している世帯である者の3親等以
		帯主の戸籍附票謄	誊本		内	である	者。	
1 7		申請者の無資産証明		条1号】				る証明。(現住所地及び申請地において) 自己居住用の
					<u>l</u> ±	<u>地・</u> 建	物を見	所有していないこと。
18		予定建築物の各階平	面図					
19		予定建築物の立面図			▲建	築物の	高さる	と土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要
◆手引	第6章	[1 (2) 表 2 [設計図	(作成した者の氏	名の記載を要す。	,)』を	参照		
番号	適 否	名	称【関係規定】		_			(主なもの(その他、手引参照)) る説明(平成28年度以降)
20		開発区域位置図【省	会 17 条 <b>】</b>		_			以上。大規模指定既存集落(申請に直接関わりの無い
			12 11 20				,	
2 1		開発区域区域図【省	会 17 条 <b>】</b>					以上。大規模指定既存集落(県規則第 19 条を適用する
		PHOCE SALL VI	14 21 >1C					川記(立地基準適否の審査)』において、1-2 又は 1-3
								とを確認できる事項を含む)を明示。
22		現況図【省令16条】						又は1/2,500以上。開発区域区域図との兼用が可能。
23		求積図面		m²		沢 1/5		
							-	こ ては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が可
						2 ×1		
			△ 10 <b>% I</b>		_		00 V	は1/1,000以上
24		土地利用計画図【省	〒10 米1		WIL			
24		土地利用計画図【省造成計画平面図【省						は1/1,000以上
25		造成計画平面図【省	令 16 条】		●縮	民 1/5	00 又的	は1/1,000以上
			令 16 条】		<ul><li>●縮</li></ul>	沢 1/5 訳 1/5	00 又i 00 以_	は1/1,000以上 ヒ
25		造成計画平面図【省	令 16 条】 【省令 16 条】		●縮 ●縮 ▲高	沢 1/5 訳 1/5	00 又的 00 以_ m以_	は1/1,000以上 ヒ ヒの部分のみ添付すれば可。

2.8		└排水施設構造図	●縮力	₹ 1/50	DI F
				- ,	シント おいては、技術基準への適合について文言記載による図面
					が可能。※1
2 9		がけの断面図【省令16条】		₹ 1/50	
3 0		擁壁の断面図【省令16条】	●縮力	₹ 1/50	以上
3 1		一構造計算書			・ おいては、技術基準への適合について文言記載による計算 化が可能。**1
3 2		その他、知事が必要と認める図書【県規則6条】			以外で、法 33 条、34 条の各規定に適合することを確認す 必要なもの。
◆別語	2 (立地	基準適否の審査)→ 法34条12号(条例3条5号)に	適合す	ること	の審査事項
<b>※番</b> ⋅	<b>₹1~6</b> (	のすべてに該当すること。(練引き:昭和・平成 年	月	В	)
番号	適否	審	査	事	項
1		申請地には令第29条の9各号に掲げる区域が含まれて	こいない	いこと。	(令第29条の9第6号(水防法に基づく浸水想定区域)
		については、知事が指定する区域(県規則第8条の2	第2項	ただし	書の規定に基づく指定区域)を含めることができる。)
2	申地は	、次の1~3の <u>いずれか</u> に該当すること。			
-1		大規模指定既存集落内			
-2		【周辺区域 ア 】当該大規模指定既存集落と申請地を記 区域	さむ半	圣 100n	1の円の区域内におおむね30以上の建築物の敷地が存する
-3		【周辺区域 イ 】当該大規模指定既存集落と申請地を記 敷地が存する区域	む短	<b>2</b> 100m	、長辺 300m の矩形の区域内におおむね 30 以上の建築物の
3	申請者	は、次の1·2の <u>いずれか</u> に該当すること。			
-1		当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に居住した	と期間	及び通	勤した期間が通算10年以上ある者
-2		当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に線引き	前から	居住し	ている世帯である者の3親等以内である者。
4		予定建築物は、申請者の自己居住用の専用住宅である。	こと。		
5		申請地の面積は、原則として 150 ㎡以上 500 ㎡以下で	あるこ	<u>ا</u> .	
6	次の1	·2 の <u>すべて</u> に該当すること。			
-1		申請者は自己の居住用の土地、建築物を所有していない	いこと	,	
-2		申請地から通勤可能であること。			
特		見地調査 : 令和 年 月 日	処	受	前・太 土木事務所
記				付	令和 年 月 日第 号
事			理	許	令和 年 月 日
項			欄	可	許可番号 第 一 号

※1:簡略化した場合は、①許可条件として完了時までに当該図書の提出が必要であること。②許可時と内容が変わる場合は、 変更許可が必要であること。③技術基準に抵触する場合は、許可を取り消す場合があることを申請者(代理人)に周知する。

# 指定集落内建物(住宅以外)開発行為許可申請審査表

【 市街化調整区域内、法29条、法34条14号、群馬県開発審査会提案基準4 】

=-/	の学本目						
			<b>光集16</b> 号	K. W	国かいかま	<b>6</b> 114	制の確保を目的として作成したものであり、標準的な
		Nて適用する。 North Republic Application (1985)		eda 17	三小で	<b>東西山</b>	またオスナのでなることから、小主(秋年月ナー)。 ペ
			泉の角を	( <del></del>	見ひり位置	心寺に	寄与するものであることから、公表(群馬県ホームペ
	シ上に2	関する。					
申:	請 者	住 所		申	請	地	
		氏 名					
		物の用途 ※属人性の強	い許可	当	该中:		中学校
技術	<b>万基</b> 2	<b>りの適用</b> 自己業務用		手	数	料	円
農転	調整	有・無 4条・5条 月 可		代	理	人	
辰和	. 神 ェ		留	連	絡	先	Tel
※都で	村主	30条に基づく次の申請書及び添付図書により、	、同法3	31 ∮	<b>₹~3</b> ⁄	₩.	各規定の適否を審査する。
※審	きにあた	っては、申請書及び添付図書が群馬県県土整備	郭建築課	胖原	郊 [1	部市語	画法に基づく開発許可制度の手引(以下「手引」と
		「第6章 開発許可申請等手続き」等に基づき作					
		1 (2) 『開発許可申請書及び添付図書』を参照					
				•	• • 記載	等説	月(主なもの(その他、手引参照))
番号	適否	名  称【関係規定】					系る説明(平成 28 年度以降)
1		開発行為許可申請書【省令16条】	_				昇順に記入。2 欄は実測面積記入(小数点以下切捨て)。
2		委任状		_			、登録番号記載。
3		申請理由書					ったかを明瞭簡潔に記載。土地が使用貸借の場合、将
3		中明生川首					ある旨明示。
4		設計説明書【省令 16 条】**1					周別概要欄に( )で記入
5		□ 付表 1 <sup>×1</sup>			加田河中	貝/よル	日が防安側に()「記入
		□ 付表 2 * 1					
6							
7		上付表3**1	-				
8		法32条同意書					
9		法32条協議書			lili o 2	v.==-h	
1 0		土地の地図(公図の写し)【県規則6条】		_			項証明書と整合するもの。
1 1		土地の登記事項証明書【県規則6条】					効力のあるもの。
1 2		開発行為の施行等の同意書【省令17条】					許可であり、100%同意を原則とする。
13		- 同意をした者の本人確認資料【県規則5条】					」による場合は、同意書押印時に有効なもの。
1 4		┗ 開発区域内権利者一覧表【県規則5条】					は添付する。
1 5		水利権者の同意書					の状況を申請書「その他必要な事項」欄に記入又は別
16		他法令許可書等の写し関連他法令許可等一覧表					関連他法令許可等一覧表」を添付すれば省略可能。
1 7		現況写真(2方向以上)					地状況を判断することが難しい場合は添付を求める。
◆手	引第6章	[1(2)表1『法第34条各号に関する申請に必要	な図書』	[を	参照(	<b>⇒ 並</b>	也基準適否の審査は別記による
番号	適 否	名		•	••記載	等説	月(主なもの(その他、手引参照))
шо		10 10 EXPROSECT		<u> </u>	・・簡素	化に	系る説明(平成28年度以降)
18		指定集落内建物(住宅)許可申請に係る説明書 様式)】	【(参考	▲梢	(民人の)	作成を	通じ、申請者が許可基準の適否を確認する。
19		□【本人居住の場合】 住民票又は戸籍附票謄本	Ξ.	● =	該中等	対校区	に通算して10年以上居住したことがある者の場合。
20		<b>勘数生の注 / 教記簿議士</b> 学					に通算して10年以上勤務したことがある者の場合。
2 1		- 【本人勤務の場 在職証明書(勤終生の代表		_	4621 .		
		合】 よる証明)	ХД,-				
2 2			本家世	<b>●</b> 7	4該中华	対校区	に線引き前から居住している世帯である者の3親等以
		帯主の戸籍附票謄本	1 200		すである		Constitution of the consti
23		予定建築物の各階平面図					居室床高さ(想定浸水深以上の高さであること)を明
20		1)CCCXIO-1018   IIIICI		_	₹,	14014	ALLENANCE VIOLENANCE CON DECENTED
2 4		予定建築物の立面図				k湙	居室床高さ(想定浸水深以上の高さであること)を明
2 1		1, 亿是来的。7.五周四			; ;	NIN	
<b>▲</b> ∓:	미역 6 본	11(2)表2『設計図(作成した者の氏名の記載	た西ナ)		-		
		・ (2) 我に『政門囚(下級した日の以石の記載を				生活	月(主なもの(その他、手引参照))
番号	適 否	名  称【関係規定】					系る説明(平成 28 年度以降)
2 5		開発区域位置図【省令17条】					)以上。大規模指定既存集落(申請に直接関わりの無い
ں ہے						,	が上。人が候相定が仕来谷(中間に直接網グリッ無い)を明示。
2 6		開発区域区域図【省令17条】					以上。大規模指定既存集落(当該指定集落の辺縁部に
20							以上。八元候百足以行来冷(ヨ政百足来冷り足縁即に :『◆別記(立地基準適否の審査)』において、1-2 又は
							ることを確認できる事項を含む)を明示。
2 7		現況図【省令16条】					スは 1/2,500 以上。開発区域区域図との兼用が可能。
28		求積図 面積 m²			<u> </u>		
40		기기되다 田(月 III				_	エ では、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が可
					는 ※2 E-기바국(6	_4JV	(14、7/1月/月12/人)・井口四本(7月里代(5年/2月里代)1月11日/月日
				用	Eio		

	Localmet Fig. 5 C.	1	the control of the co
29	土地利用計画図【省令16条】		縮尺 1/500 又は 1/1,000 以上
		_	ベンチマークの位置と高さ、想定浸水深、居室床高さ(想定浸水深
			以上の高さであること)を明示。
3 0	10/11/11/11/11		宿尺 1/500 又は 1/1, 000 以上
3 1	造成計画縦横断面図【省令16条】	<b>○</b> 1111	縮尺 1/500 以上
			高低差1 m以上の部分のみ添付すれば可。
3 2	***************************************		宿尺 1/500 以上
3 3	└排水施設に関する計算書		面積 0.1ha 未満計算不要、0.1ha 以上 0.5ha 未満は一次放流先まで
			計算
			許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面
	LIL LI AND HENDER		の簡略化が可能。※2
3 4	□排水施設構造図		縮尺 1/50 以上
			許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面
0.5	がしませるD. 2007年までは「本記」「VAA 10 女】※1		の <b>簡略化</b> が可能。 <sup>※2</sup>
3 5	78.7 78.2 11.4 11.4 11.4 11.4 11.4 11.4 11.4 11		箱尺 1/500 以上
3 6			縮尺 1/50 以上
3 7			箱尺 1/50 以上
3 8	□ 構造計算書		許可時においては、技術基準への適合について文言記載による計算
2.0			書の簡略化が可能。**2
3 9	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		縮尺 1 /1,000 以上
4 0	その他、知事が必要と認める図書【県規則6条】		上記図書以外で、法33条、34条の各規定に適合することを確認す
A ===		_	るために必要なもの。
	記(立地基準適否の審査)→ 法34条14号 (群馬県開発		
	号 1~10 のすべてに該当すること。 (練引き:昭和・平成 		
掛号	這否	番 査	<b>主 事 項</b>
1	申請地は、次の1~3のいずれかに該当すること。		
-1	大規模指定既存集落内		半径 100m の円の区域内におおむね 30 以上の建築物の敷地が存する
-3	「国辺反抗 イ 】 半該士相増北党昭方集落と中国	計れた今かに	G:7 100m
-3 •	敷地が存する区域		度辺 100m、長辺 300m の矩形の区域内におおむね 30 以上の建築物の
-3 2	敷地が存する区域 申請地が最大規模降雨に基づく想定浸水深 3.0m 以上の		函辺 100m、長辺 300m の矩形の区域内におおむね 30 以上の建築物の が指定する区域(県規則第8条の2第2項ただし書の規定に基づく
_	敷地が存する区域 申請地が最大規模降雨に基づく想定浸水深 3.0m 以上の 指定区域)を除く)は、次の <u>いずれにも</u> 該当すること。	場合(知事か	が指定する区域(県規則第8条の2第2項ただし書の規定に基づく
_	敷地が存する区域 申請地が最大規模降雨に基づく想定浸水深 3.0m 以上の 指定区域)を除く)は、次の <u>いずれにも</u> 該当すること。 当該建築計画等において、安全上及び避難上の	場合(知事が	が指定する区域(県規則第8条の2第2項ただし書の規定に基づく 建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により想定浸水
_	敷地が存する区域 申請地が最大規模降雨に基づく想定浸水深 3.0m以上の 指定区域)を除く)は、次のいずれにも該当すること。 当該建築計画等において、安全上及び避難上の 深(10cm単位として、10cm未満の値は切上げて	場合 (知事が 対策として、 「適用)以上	が指定する区域(県規則第8条の2第2項ただし書の規定に基づく 建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により想定浸水 上の高さに居室の床面が設けられるよう、対策が施されること。
2	敷地が存する区域 申請地が最大規模降雨に基づく想定浸水深3.0m以上の指定区域)を除く)は、次のいずれにも該当すること。 当該建築計画等において、安全上及び避難上の決深(10cm単位として、10cm未満の値は切上げて 申請地には「家屋倒壊等氾濫想定区域」が含ま	場合 (知事が 対策として、 「適用)以上	が指定する区域(県規則第8条の2第2項ただし書の規定に基づく 建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により想定浸水 上の高さに居室の床面が設けられるよう、対策が施されること。
2	敷地が存する区域 申請地が最大規模降雨に基づく想定浸水深 3.0m以上の指定区域)を除く)は、次のいずれにも該当すること。 当該建築計画等において、安全上及び避難上の対深(10cm単位として、10cm未満の値は切上げて 申請地には「家屋倒壊等氾濫規定区域」が含ま 申請者は、次の1・2のいずれかに該当すること。	場合 (知事が 対策として、 「適用)以上 れていないこ	が指定する区域(県規則第8条の2第2項ただし書の規定に基づく 建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により想定浸水 上の高さに居室の床面が設けられるよう、対策が施されること。 こと。
2 3 -1	敷地が存する区域 申請地が最大規模降雨に基づく想定浸水深 3.0m以上の指定区域)を除く)は、次のいずれにも該当すること。 当該建築計画等において、安全上及び避難上の対深(10 cm単位として、10 cm未満の値は切上げて 申請地には「家屋倒壊等氾濫想定区域」が含ま 申請者は、次の1・2 のいずれかに該当すること。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に	場合(知事が 対策として、 「適用)以上 れていないこ 居住した期間	が指定する区域(県規則第8条の2第2項ただし書の規定に基づく 建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により想定浸水 との高さに居室の床面が設けられるよう、対策が施されること。 こと。 間及び通勤した期間が通算10年以上ある者
2	敷地が存する区域  申請地が最大規模降雨に基づく想定浸水深 3.0m以上の指定区域)を除く)は、次のいずれにも該当すること。 当該建築計画等において、安全上及び避難上の対深(10 cm単位として、10 cm未満の値は切上げて 申請地には「家屋倒壊等氾濫想定区域」が含ま: 申請者は、次の1・2 のいずれかに該当すること。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に	場合(知事が 対策として、 「適用)以上 れていないこ 居住した期間 線引き前から	が指定する区域(県規則第8条の2第2項ただし書の規定に基づく 建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により想定浸水 との高さに居室の床面が設けられるよう、対策が施されること。 こと。 間及び通勤した期間が通算10年以上ある者 ら居住している世帯である者の3親等以内である者。
2 3 -1 -2	敷地が存する区域  申請地が最大規模降雨に基づく想定浸水深 3.0m以上の指定区域)を除く)は、次のいずれにも該当すること。 当該建築計画等において、安全上及び避難上の対深 (10 cm単位として、10 cm未満の値は切上げて 申請地には「家屋倒壊等氾濫想定区域」が含ま: 申請者は、次の1・2 のいずれかに該当すること。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に対 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に対 法人による申請の場合は、上記要件 (2-1 又は2	場合(知事が 対策として、 「適用)以上 れていないこ 居住した期間 躬[き前から -2) に該当:	が指定する区域(県規則第8条の2第2項ただし書の規定に基づく 建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により想定浸水 上の高さに居室の床面が設けられるよう、対策が施されること。 こと。 間及び通勤した期間が通算10年以上ある者 ら居住している世帯である者の3親等以内である者。 纤な者が8割以上出資していること。
2 3 -1 -2	敷地が存する区域  申請地が最大規模降雨に基づく想定浸水深 3.0m以上の指定区域)を除く)は、次のいずれにも該当すること。 当該建築計画等において、安全上及び避難上の対深(10 cm単位として、10 cm未満の値は切上げて 申請地には「家屋倒壊等氾濫想定区域」が含ま: 申請者は、次の1・2 のいずれかに該当すること。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に対 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に対 法人による申請の場合は、上記要件(2-1 又は2 予定建築物は申請者の自己の業務の用に供するものであ	場合 (知事が 対策として、 「適用) 以上 れていないこ 居住した期間 躬   き前から -2) に該当:	が指定する区域(県規則第8条の2第2項ただし書の規定に基づく 建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により想定浸水 上の高さに居室の床面が設けられるよう、対策が施されること。 こと。 間及び通勤した期間が通算10年以上ある者 ら居住している世帯である者の3親等以内である者。 行る者が8割以上出資していること。 その用途は次の1~5のいずれかに該当すること。
2 3 -1 -2 4 -1	敷地が存する区域  申請地が最大規模降雨に基づく想定浸水深 3.0m以上の 指定区域)を除く)は、次のいずれにも該当すること。 当該建築計画等において、安全上及び避難上の 深(10 cm単位として、10 cm未満の値は切上げて 申請地には「家屋倒壊等氾濫想定区域」が含ま: 申請者は、次の1・2 のいずれかに該当すること。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に 法人による申請の場合は、上記要件(2-1 又は 2 予定建築物は申請者の自己の業務の用に供するものであ 工場(産業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する	場合 (知事が 対策として、 「適用) 以上 れていないこ 居住した期間 躬   き前から -2) に該当:	が指定する区域(県規則第8条の2第2項ただし書の規定に基づく 建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により想定浸水 上の高さに居室の床面が設けられるよう、対策が施されること。 こと。 間及び通勤した期間が通算10年以上ある者 ら居住している世帯である者の3親等以内である者。 行る者が8割以上出資していること。 その用途は次の1~5のいずれかに該当すること。
3 -1 -2 4 -1 -2	敷地が存する区域  申請地が最大規模降雨に基づく想定浸水深 3.0m以上の 指定区域)を除く)は、次のいずれにも該当すること。 当該建築計画等において、安全上及び避難上の 深(10 cm単位として、10 cm未満の値は切上げで 申請地には「家屋倒壊等氾濫想定区域」が含ま: 申請者は、次の1・2 のいずれかに該当すること。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に 当該人による申請の場合は、上記要件(2-1 又は 2 予定建築物は申請者の自己の業務の用に供するものであ 工場(産業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する	場合(知事が 対策として、 「適用)以上 れていないこ 居住した期間 泉引き前から (-2) に該当: もり、かつそに るものを除く	が指定する区域(県規則第8条の2第2項ただし書の規定に基づく 建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により想定浸水 上の高さに居室の床面が設けられるよう、対策が施されること。 こと。 間及び通勤した期間が通算10年以上ある者 ら居住している世帯である者の3親等以内である者。 はする者が8割以上出資していること。 その用途は次の1~5のいずれかに該当すること。
3 -1 -2 -1 -2 -3	敷地が存する区域 申請地が最大規模降雨に基づく想定浸水深 3.0m以上の 指定区域)を除く)は、次のいずれにも該当すること。 当該建築計画等において、安全上及び避難上の 深(10 cm単位として、10 cm未満の値は切上げて 申請地には「家屋倒壊等氾濫想定区域」が含ま: 申請者は、次の1・2 のいずれかに該当すること。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に 法人による申請の場合は、上記要件(2-1 又は 2 予定建築物は申請者の自己の業務の用に供するものであ 工場(産業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する 事務所 倉庫(産業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する	場合(知事が 対策として、 「適用)以上 れていないこ 居住した期間 泉引き前から (-2) に該当: もり、かつそに るものを除く	が指定する区域(県規則第8条の2第2項ただし書の規定に基づく 建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により想定浸水 上の高さに居室の床面が設けられるよう、対策が施されること。 こと。 間及び通勤した期間が通算10年以上ある者 ら居住している世帯である者の3親等以内である者。 はする者が8割以上出資していること。 その用途は次の1~5のいずれかに該当すること。
2 3 -1 -2 -1 -2 -3 -4	敷地が存する区域  申請地が最大規模降雨に基づく想定浸水深 3.0m以上の 指定区域)を除く)は、次のいずれにも該当すること。 当該建築計画等において、安全上及び避難上の 深(10 cm単位として、10 cm未満の値は切上げて 申請地には「家屋倒壊等氾濫想定区域」が含ま 申請者は、次の1・2 のいずれかに該当すること。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に 当該人による申請の場合は、上記要件(2-1 又は 予定建築物は申請者の自己の業務の用に供するものであ 工場(産業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する 事務所 倉庫(産業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する 店舗(風営法の適用を受けないもの)	場合 (知事が 対策として、 (適用) 以上 れていないこ 居住した期間 泉引き前から (-2) に該当: 50, かつそ 3ものを除く	が指定する区域(県規則第8条の2第2項ただし書の規定に基づく 建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により想定浸水 上の高さに居室の床面が設けられるよう、対策が施されること。 こと。 間及び通勤した期間が通算10年以上ある者 ら居住している世帯である者の3親等以内である者。 はする者が8割以上出資していること。 その用途は次の1~5のいずれかに該当すること。
3 -1 -2 -1 -2 -3 -4 -5	敷地が存する区域  申請地が最大規模降雨に基づく想定浸水深3.0m以上の語とでは、次のいずれにも該当すること。 当該建築計画等において、安全上及び避難上の語深(10 cm単位として、10 cm未満の値は切上げて 申請地には「家屋倒壊等氾濫規定区域」が含ま、申請者は、次の1・2 のいずれかに該当すること。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に当該人による申請の場合は、上記要件(2-1 又は20 予定建築物は申請者の自己の業務の用に供するものである。  「とは、企業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する事務所に産業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する時間(風営法の適用を受けないもの) 「とは、風営法の適用を受けないもの)」では、100円では	場合 (知事が 対策として、 (適用) 以上 れていないこ 居住した期間 泉引き前から (-2) に該当: あり、かつそく るものを除く ものの)	が指定する区域(県規則第8条の2第2項ただし書の規定に基づく 建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により想定浸水 との高さに居室の床面が設けられるよう、対策が施されること。 こと。 間及び通勤した期間が通算10年以上ある者 ら居住している世帯である者の3親等以内である者。 はする者が8割以上出資していること。 その用途は次の1~5のいずれかに該当すること。 く)
3 -1 -2 4 -1 -2 -3 -4 -5 5	敷地が存する区域  申請地が最大規模降雨に基づく想定浸水深3.0m以上の指定区域)を除く)は、次のいずれにも該当すること。 当該建築計画等において、安全上及び避難上の対深(10 cm単位として、10 cm未満の値は切上げて申請地には「家屋倒壊等氾濫想定区域」が含ま申請者は、次の1・2 のいずれかに該当すること。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に当該人による申請の場合は、上記要件(2-1 又は2 予定建築物は申請者の自己の業務の用に供するものであまる。  「本業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する事務所倉庫(産業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する店舗(風営法の適用を受けないもの)運動・レジャー施設(風営法の適用を受けないもの)	場合(知事が対策として、 で適用)以上でいないこ 居住した期間 泉引き前から (-2) に該当さ もり、かつそで もものを除く ものの環境等に	が指定する区域(県規則第8条の2第2項ただし書の規定に基づく 建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により想定浸水 との高さに居室の床面が設けられるよう、対策が施されること。 こと。 間及び通勤した期間が通算10年以上ある者 ら居住している世帯である者の3親等以内である者。 はする者が8割以上出資していること。 その用途は次の1~5のいずれかに該当すること。 く)
3 -1 -2 -3 -4 -5 5 6	敷地が存する区域  申請地が最大規模降雨に基づく想定浸水深3.0m以上の語と区域)を除く)は、次のいずれにも該当すること。 当該建築計画等において、安全上及び避難上の語深(10 cm単位として、10 cm未満の値は切上げて 申請地には「家屋倒壊等氾濫想定区域」が含ま: 申請者は、次の1・2 のいずれかに該当すること。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に当該人による申請の場合は、上記要件(2-1 又は2 予定建築物は申請者の自己の業務の用に供するものである。  工場(産業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する事務所  「倉庫(産業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する事務所 「倉庫(産業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する事務所」 「倉庫(産業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する事務所」 「倉庫(産業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する事務所」 「倉庫(産業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する事務所」 「企業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する事務所」 「企業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する場合。」と述り、2000年を受けないもの)では、1000年を受けないもの)では、1000年を受けないもの。1000年を受けないもの)では、1000年を受けないもの。1000年を受けないもの。1000年を受けないもの。1000年を受けないもの。1000年を受けないもの。1000年を受けないもの。1000年を受けないもの。1000年を受けないものものでは、1000年を受けないものが、1000年を受けないものが、1000年を受けないものが、1000年を受けないものが、1000年を使用するでは、10000年を使用するでは、1000年を使用	場合(知事が 対策として、 (適用)以上 れていないこ 居住した期間 線引き前から (-2) に該当さ もり、かつそに もものを除く ものの環境等に あること。	が指定する区域(県規則第8条の2第2項ただし書の規定に基づく 建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により想定浸水 との高さに居室の床面が設けられるよう、対策が施されること。 こと。 間及び通勤した期間が通算10年以上ある者 ら居住している世帯である者の3親等以内である者。 はする者が8割以上出資していること。 その用途は次の1~5のいずれかに該当すること。 く)
3 -1 -2 -3 -4 -5 5 6 7	敷地が存する区域  申請地が最大規模降雨に基づく想定浸水深3.0m以上の語と区域)を除く)は、次のいずれにも該当すること。 当該建築計画等において、安全上及び避難上の語深(10 cm単位として、10 cm未満の値は切上げて 申請地には「家屋倒壊等氾濫想定区域」が含ま: 申請者は、次の1・2 のいずれかに該当すること。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に対しまる。  本述、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、	場合(知事が対策として、 対策として、 道用)以上でいないこ 居住した期間 線引き前から (-2)に該当である。 ものを除く ものの環境等に あること。 以下であるこ	が指定する区域(県規則第8条の2第2項ただし書の規定に基づく 建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により想定浸水 との高さに居室の床面が設けられるよう、対策が施されること。 こと。 間及び通勤した期間が通算10年以上ある者 ら居住している世帯である者の3親等以内である者。 はする者が8割以上出資していること。 その用途は次の1~5のいずれかに該当すること。 く)
3 -1 -2 -4 -1 -2 -3 -4 -5 5 6 7 8	敷地が存する区域  申請地が最大規模降雨に基づく想定浸水深3.0m以上の指定区域)を除く)は、次のいずれにも該当すること。 当該建築計画等において、安全上及び避難上の対深(10 cm単位として、10 cm未満の値は切上げて申請地には「家屋倒壊等氾濫想定区域」が含ま:申請者は、次の1・2 のいずれかに該当すること。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に当該人による申請の場合は、上記要件(2-1 又は2 予定建築物は申請者の自己の業務の用に供するものである。  「企業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する事務所 「倉庫(産業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する事務所 「倉庫(産業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する事務所 「倉庫(産業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する事務所」「金銭法の適用を受けないもの」では、個営法の適用を受けないもの」では、個営法の適用を受けない。  上地利用は、騒音、振動、臭気又は景観等、同じる機物を取り扱う場合は、その取扱いが適正では予定建築物が店舗の場合は、延べ面積が500m以下である。	場合(知事が対策として、 対策として、 道用)以上に れていないこ 居住した期間 身引き前から (-2)に該当で ものを除く ものを除く ものの環境等に あること。 以下であるこ ること。	が指定する区域(県規則第8条の2第2項ただし書の規定に基づく 建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により想定浸水 との高さに居室の床面が設けられるよう、対策が施されること。 こと。 間及び通勤した期間が通算10年以上ある者 ら居住している世帯である者の3親等以内である者。 はする者が8割以上出資していること。 その用途は次の1~5のいずれかに該当すること。 く)
3 -1 -2 -3 -4 -5 5 6 7 8 9	敷地が存する区域  申請地が最大規模降雨に基づく想定浸水深3.0m以上の語と区域)を除く)は、次のいずれにも該当すること。 当該建築計画等において、安全上及び避難上の語深(10 cm単位として、10 cm未満の値は切上げて。 申請地には「家屋倒壊等氾濫想定区域」が含ま、申請者は、次の1・2 のいずれかに該当すること。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に対しまる。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に対しまる。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に対しまる。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に対しまる。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に対しまる。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に対しまる。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に対しまる。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に対しまる。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に対しまる。 第一個業務の場合は、上記要件(2-1 又は2000年)を主義を対しまる。 第一個、企業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する。 「企業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する。」 「企業廃棄物の貯蔵、処理では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の	場合(知事が対策として、で 道用)以上でいないこ 居住した期間 身引き前から・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	が指定する区域(県規則第8条の2第2項ただし書の規定に基づく 建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により想定浸水 との高さに居室の床面が設けられるよう、対策が施されること。 こと。 間及び通勤した期間が通算10年以上ある者 ら居住している世帯である者の3親等以内である者。 はする者が8割以上出資していること。 その用途は次の1~5のいずれかに該当すること。 く)
2 3 -1 -2 -3 -4 -5 5 6 7 8 9 10	敷地が存する区域  申請地が最大規模降雨に基づく想定浸水深 3.0m以上の 指定区域)を除く)は、次のいずれにも該当すること。 当該建築計画等において、安全上及び避難上の 深(10 cm単位として、10 cm未満の値は切上げで 申請地には「家屋倒壊等氾濫想定区域」が含ま。 申請者は、次の1・2 のいずれかに該当すること。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に 法人による申請の場合は、上記要件(2-1 又は 2 予定建築物は申請者の自己の業務の用に供するものであ 工場(産業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する 事務所 倉庫(産業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する 店舗(風営法の適用を受けないもの) 運動・レジャー施設(風営法の適用を受けない。 土地利用は、騒音、振動、臭気又は景観等、周 危険物を取り扱う場合は、その取扱いが適正でる 予定建築物が店舗の場合は、延べ面積が500 ml 申請地の面積は、原則として2,000 ml以下である 予定建築物の容積率は、原則として100%以下であ 予定建築物の高さは、原則として100%以下であ	場合(知事が対策として、派通用)以上にれていないことはした期間を引き前からとう)に該当さらり、かつそのを除くものの環境等にあること。	が指定する区域(県規則第8条の2第2項ただし書の規定に基づく 建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により想定浸水 との高さに居室の床面が設けられるよう、対策が施されること。 こと。  間及び通勤した期間が通算10年以上ある者 ら居住している世帯である者の3親等以内である者。 はする者が8割以上出資していること。 その用途は次の1~5のいずれかに該当すること。 く)
2 3 -1 -2 -3 -4 -5 5 6 7 8 9 10	敷地が存する区域  申請地が最大規模降雨に基づく想定浸水深3.0m以上の語と区域)を除く)は、次のいずれにも該当すること。 当該建築計画等において、安全上及び避難上の語深(10 cm単位として、10 cm未満の値は切上げて。 申請地には「家屋倒壊等氾濫想定区域」が含ま、申請者は、次の1・2 のいずれかに該当すること。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に対しまる。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に対しまる。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に対しまる。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に対しまる。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に対しまる。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に対しまる。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に対しまる。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に対しまる。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に対しまる。 第一個業務の場合は、上記要件(2-1 又は2000年)を主義を対しまる。 第一個、企業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する。 「企業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する。」 「企業廃棄物の貯蔵、処理では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の	場合(知事が対策として、で 道用)以上でいないこ 居住した期間 身引き前から・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	が指定する区域(県規則第8条の2第2項ただし書の規定に基づく 建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により想定浸水 たの高さに居室の床面が設けられるよう、対策が施されること。 こと。  間及び通勤した期間が通算10年以上ある者 ら居住している世帯である者の3親等以内である者。 3する者が8割以上出資していること。 その用途は次の1~5のいずれかに該当すること。 く)  ()  ()  ()
2 3 -1 -2 -3 -4 -5 5 6 7 8 9 10	敷地が存する区域  申請地が最大規模降雨に基づく想定浸水深 3.0m以上の 指定区域)を除く)は、次のいずれにも該当すること。 当該建築計画等において、安全上及び避難上の 深(10 cm単位として、10 cm未満の値は切上げで 申請地には「家屋倒壊等氾濫想定区域」が含ま。 申請者は、次の1・2 のいずれかに該当すること。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に 法人による申請の場合は、上記要件(2-1 又は 2 予定建築物は申請者の自己の業務の用に供するものであ 工場(産業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する 事務所 倉庫(産業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する 店舗(風営法の適用を受けないもの) 運動・レジャー施設(風営法の適用を受けない。 土地利用は、騒音、振動、臭気又は景観等、周 危険物を取り扱う場合は、その取扱いが適正でる 予定建築物が店舗の場合は、延べ面積が500 ml 申請地の面積は、原則として2,000 ml以下である 予定建築物の容積率は、原則として100%以下であ 予定建築物の高さは、原則として100%以下であ	場合(知事が対策として、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	が指定する区域(県規則第8条の2第2項ただし書の規定に基づく ・建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により想定浸水 たの高さに居室の床面が設けられるよう、対策が施されること。 こと。  間及び通勤した期間が通算10年以上ある者 ら居住している世帯である者の3親等以内である者。 経する者が8割以上出資していること。 その用途は次の1~5のいずれかに該当すること。 く)  ()  ()  ()  ()  ()  ()  ()  ()  ()
2 3 -1 -2 -3 -4 -5 5 6 7 8 9 10	敷地が存する区域  申請地が最大規模降雨に基づく想定浸水深 3.0m以上の 指定区域)を除く)は、次のいずれにも該当すること。 当該建築計画等において、安全上及び避難上の 深(10 cm単位として、10 cm未満の値は切上げで 申請地には「家屋倒壊等氾濫想定区域」が含ま。 申請者は、次の1・2 のいずれかに該当すること。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に 法人による申請の場合は、上記要件(2-1 又は 2 予定建築物は申請者の自己の業務の用に供するものであ 工場(産業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する 事務所 倉庫(産業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する 店舗(風営法の適用を受けないもの) 運動・レジャー施設(風営法の適用を受けない。 土地利用は、騒音、振動、臭気又は景観等、周 危険物を取り扱う場合は、その取扱いが適正でる 予定建築物が店舗の場合は、延べ面積が500 ml 申請地の面積は、原則として2,000 ml以下である 予定建築物の容積率は、原則として100%以下であ 予定建築物の高さは、原則として100%以下であ	場合(知事が対策として、派通用)以上にれていないことはした期間を引き前からとう)に該当さらり、かつそのを除くものの環境等にあること。	が指定する区域(県規則第8条の2第2項ただし書の規定に基づく ・建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により想定浸水 たの高さに居室の床面が設けられるよう、対策が施されること。 こと。  間及び通勤した期間が通算10年以上ある者 ら居住している世帯である者の3親等以内である者。 経する者が8割以上出資していること。 その用途は次の1~5のいずれかに該当すること。 く)  ()  ()  ()  ()  ()  ()  ()  ()  ()
2 3 -1 -2 -3 -4 -5 5 6 7 8 9 10 特記	敷地が存する区域  申請地が最大規模降雨に基づく想定浸水深 3.0m以上の 指定区域)を除く)は、次のいずれにも該当すること。 当該建築計画等において、安全上及び避難上の 深(10 cm単位として、10 cm未満の値は切上げで 申請地には「家屋倒壊等氾濫想定区域」が含ま。 申請者は、次の1・2 のいずれかに該当すること。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に 法人による申請の場合は、上記要件(2-1 又は 2 予定建築物は申請者の自己の業務の用に供するものであ 工場(産業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する 事務所 倉庫(産業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する 店舗(風営法の適用を受けないもの) 運動・レジャー施設(風営法の適用を受けない。 土地利用は、騒音、振動、臭気又は景観等、周 危険物を取り扱う場合は、その取扱いが適正でる 予定建築物が店舗の場合は、延べ面積が500 ml 申請地の面積は、原則として2,000 ml以下である 予定建築物の容積率は、原則として100%以下であ 予定建築物の高さは、原則として100%以下であ	場合(知事が対策として、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	が指定する区域(県規則第8条の2第2項ただし書の規定に基づく 建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により想定浸水 との高さに居室の床面が設けられるよう、対策が施されること。 こと。  間及び通勤した期間が通算10年以上ある者 ら居住している世帯である者の3親等以内である者。 3する者が8割以上出資していること。 その用途は次の1~5のいずれかに該当すること。 く)  に著しく書の及ぶおそれがないこと。 こと。

<sup>※1:</sup>自己居住用の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照) ※2:簡略化した場合は、①許可条件として完了時までに当該図書の提出が必要であること。②許可時と内容が変わる場合は、変更許可が必要であること。③技術基準に抵触する場合は、許可を取り消す場合があることを申請者(代理人)に周知する。

### 用途変更 [15年適法建物] 建築許可申請審査表

■ 市街化調整区域内、法42条、法34条12号、条例3条6号、条例4条 】

					11121100000	(7)、仏4 4末、仏	0 1/1	. 1 4 . , ,	7/5/2	10 10 0 11	101-12/K 1				
<b>I</b>	σ	審查表	は、審査	事項の確	<b>雲忍不足防止。審</b>	ちの沢凍化や平準(	<b>等</b> 。	部のな著	杳体	制の確保を目的	わとして作成	したものであり、標準的な			
_			いて適用す	_			J	<b>-</b> 70 C.		100-20-1-		0,000,000,000			
					· *=***********************************		· <del>ricela</del> r	~ π <del>/π</del>	- <del>/-/-</del>	ナーナフナの	ーナフートかん				
<b>■</b> / <sub>C</sub>	ÇQ.	ي در	るのが一般	<b>、番</b> 省V	)透明性(9中請書9	領を作成する際の音	急事	良の雑誌	帯に	奇与するもの	であることか	ら、公表(群馬県ホームペ			
_	-≥	上に	縄) する	h											
	-		氏 名				申	請	地						
							_								
建	3	き物	の用	途			手	数	料			円			
	_			_		月可	代	理	人						
農	云	調 整	有・	無	4条・5条	月保留	連	絡	先		T.				
						/ • FI-⊞					Ti				
<b>※</b> ₹	訊	課夥	行為等の	規制に関	討る規則 18条	こ基づく次の申請	及び	<b>於付図書</b>	によ	り、都市計画流	去42条1項	ただし書きの規定の適否			
ゟ	速	査する	ς .												
					7 7 8 T L 100 = 1 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					<b>本計・一世・・・ / 8</b>		のプロ 小丁 「プロ」 した			
												の手引(以下「手引」と称			
9	۲),	] の [:	第7章 男	<b>野行為</b>	完了後の手続き」	等に基づき作成さ	ncu	るか確	忍する	5.					
<b>≜</b> ∄	2	笙 7 ਵ	6 4 『予定3	車築物等	以外の建築等の制	限 (法第 42 条)』	を参昭	1							
<b>V</b> ,	7	120 / <del>1</del>	- 7    1' ACX	生未170寸	次/10/定来 寸0/1				-2400	( <del>+++</del> + 0 / )	7 A/L #314	4.0711			
番号	<u>.</u>	適 否		2	<b>新【関係規定</b>	<b>₽</b> ]				(主なもの(そ		<b>参照</b> 力			
	1				13 213-41-14-303-		▲…	・間素化	に係	る説明(平成)	28 年度以降)				
1	. [		予定建築	物以外の	つ建築等許可申請	書【県規制規則 18		建築物	「第	一種特定工作物	勿」の別、「新	(薬」「改築」 「用途の変更」			
			条】					新設」(			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	7.00			
	+						_			_					
2	-		委任状							登録番号記載	-				
3	3		許可を受	けようと	さする理由書		●何	故申請	こ至っ	ったかを明瞭簡	潔に記載				
4	ı		付近見取	図(都計	(図画信:		●縮	尺 1 /10	0.000	又は1/20,000	申請地を赤	で明示			
	_		敷地位置		1111 11-0						( THE 620	(9)31			
5	+				Ą			尺1/2,			/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	an Maketa Section			
6	5		建物配置	図								5界、道路境界、敷地内外高			
							低	差、建築	契物の	位置、最高高	さ、がけ及び	擁壁の位置、排水施設の種			
							類	、排水(	の流え	い方向、放流	先の名称を明	<b> 示)に該当するもの。</b>			
7	,		その他									場合は、権原を証する書面			
'			CANIE							が必要と認め					
												居住用] は法第33条第1項			
							第	3号を、	. [自i	己居住用以外]	は法第33条	第1項第2号及び第3号に			
							規	定する	基準に	こついて判断で	きる書類				
<b>A</b> =	: 7	一角でき	-1 (2) 主	1 『八十二年	5 2/I 冬久旦(-朋 <del>』</del>	る申請に必要な図書						Z			
<b>V</b> ,	Ť	127 U -	-1 (2) 20	. 1 1/4/3		の十四三次文の四日			~~~		·····	wh.			
番号	<u>ا</u> ڊ	適 否		2	<b>新【関係規定</b>	<b>≱</b> ]	_			(主なもの(そ		を照り)			
					10 20000000		▲…	・間素化	に係	る説明(平成な	28 年度以降)				
8	3		従前建築	物の経過	3及び15年間適流	去使用を示すもの	●「猛	紀事項	証明	(建物)」や「訓	果税証明」等				
Ć	9									既存がある場合、既存建築物も含む					
1 (	1		予定建築物の立面図												
1 (	Ί														
									H) C. G			がは、一面というが、するいよ			
	_							付不要							
◆別		忧饮	基準語	の審査)	→ 条例3条6号	に適合することの		項							
×	ij	1~3	のすべてに	強当す	ること。(練引き:	田和・平成年	. <b>月</b>	<b>B</b>	)						
		道否	***************************************				_	E 4	•	項					
	_						<u> </u>	<u> </u>	•	4					
1		用途変	更对象建筑	と物は、	次の1·2の <u>すべて</u>	に該当すること。									
-1			線引き後	に建築船	<b>認を受けている</b>	<b>津</b> 築物									
-2	T				用されて建築物										
		7:21:00:14				/									
2		建架物			·2 の <u>すべて</u> に該当										
-1			原則とし	て100%	以下であること。	(容積率	•	%)							
-2	T		原則とし	て10ml	以下であること。	(高さ	_	m)							
3	_	<b>ナ</b> カナ、ナ				途の例に該当する	<del>- Ŀ</del>	,							
J															
												するおそれがないと認めら			
	_	<u>れ、か</u>	つ、当該:	上地にお	いて用途の変更を	行うことがやむを	得ない	と認め	<u>512</u>	5場合で、以下	<u>のいずれかの</u>	)例による。)			
-1			【用途変	更前】法	第 29 条第 1 項等	の許可を受けるに	当たり	、特定の	つ個人	又は法人に属	する要件を満	たすことが必要とされるも			
			ので当該	許可を登	受けて建築又は用	金を変更した建築物	<b>a</b> →	【用道	恋更	後】他人が使	用する同一用	途 又は 使用者を特定し			
					宅(分譲住宅は急		-								
-2	+						<b>法/</b> 400	/ <del>-</del>	.	四字亦古绘	は四本 し社会	しない住宅(一般住宅(分			
-2						の計引を安けた店	洲州州	注七 -	7	用速发史传》	世用省と村走	しない生老(一般性老(ガ			
	$\downarrow$	. ,	譲住宅は		• •										
<b>∖-3</b>	1	$\searrow$	【用途変	更前』紛	駅  き後に新築き	た農家住宅 →		金变更往	2) 使	用者を特定した	な <del>い住宅(一</del>	般住宅(分譲住宅は含まな			
$\angle$	$\bigvee$	$\angle \setminus$	(v))												
-4			上記3-1~	~3-3 IC	準じる変更										
	寸		日本作品本	. AIH	<i>[</i> :: □	п			يد	. + I. + + *	ケ금に				
特		□ 5	見地調査	17和	年月	月	処	受	刖	・太 土木事務	<del>第</del> だ丁				
記	T							付	<b>会</b>	和年月	日 第	号			
пЬ	J.						- 理	'	13.	1 24	214	.,			
事	-						1	許	令	和 年 月	日				
-	ŀ						100		٠.	<b>→</b> □ ₩·					
項	-						欄	可	許	可番号 第		一号			

#### 既存宅地内建物(再開発型を除く)建築許可申請審査表

【 市街化調整区域内、法43条、政令36条1項3号八、条例3条2号、条例5条 】

■この審査表は、審査事項の確認不足防止・審査の迅速化や平準化等、適切な審査体制の確保を目的として作成したものであり、標準的な 申請において適用する。 ■なお、この審査表は、審査の透明性や申請書類を作成する際の留意事項の確認等に寄与するものであることから、公表(群馬県ホームペ ・ジ上に公開) する。 申請 者 氏 名 地 建築物の用途 手 数 料 円 月 可 代 玾 人 農転調整 有・無 4条・5条 月 保留 連 絡 先 ※都市計画法施行規則34条に基づく次の申請書及び添付図書により、都市計画法施行令36条の各規定の適否を審査する。 ※審査にあたっては、申請書及び添付図書が群馬県県土整備部建築課作成の『都市計画法に基づく開発許可制度の手引(以下「手引」と称 す)』の「第5章 市街化調整区域内においける建築等の制限」等に基づき作成されているか確認する。 ◆手引第5章5『申請書及び添付書類』を参照 ●・・・記載等説明 (主なもの (その他、手引参照)) 番号 適 否 名 称【関係規定】 ▲・・・簡素化に係る説明(平成28年度以降) 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特 ●「建築物」「第一種特定工作物」の別、「新築」「改築」「用途の変更」 定工作物の新設許可申請書【省令34条】 「新設」の別を選択 2 委任状 ●代理者の資格、登録番号記載 許可を受けようとする理由書 ●何故申請に至ったかを明瞭簡潔に記載 3 付近見取図 (都市計画図) ●縮尺 1/10,000 又は 1/20,000、申請地を赤で明示。 4 付近見取図 ●縮尺1/2,500以上(連たん状況が明らかに適合している場合、カウ ント表示は不要。ただし、50m前後の場合、敷地間隔を明記) ●縮尺 1/500 以上。敷地境界、道路境界、敷地内外高低差、建築物の 土地利用計画図 [新築・改築の場合] 6 位置、最高高さ、がけ及び擁壁の位置、排水施設の種類、排水の流れ 敷地現況図 [用途変更の場合] の方向、放流先の名称を明示。 7 公図の写し ●申請部を赤で囲む 8 土地登記事項証明書 ●申請時に権利効力のあるもの 9 敷地の求精図 (面積 m²) ●縮尺 1 /500 以上 敷地の現況写真 ●既存建物、接道状況を立証するもの(接道状況が明らかな場合は添 1.0 排水先同意書 ●排水先管理者の同意書 1 1 ▲その他必要な事項欄に記入すれば添付不要 12 その他 ●権原を証する書面 ●排水路その他の排水施設が適当であることを確認できる書類(敷地 面積が 0.1ha 以上の場合には、排水計算(雨水、汚水量計算)書の 添付が必要)。 地盤が適正であることを確認できる書類。 許可権者が必要と認めるもの ◆手引第6章1(2)表1『法第34条各号に関する申請に必要な図書』を参照 ⇔ <u>立地基準適否の審査は別記による</u> ●・・・記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) 番号 適 否 称【関係規定】 ▲・・・簡素化に係る説明(平成28年度以降) 線引き前から宅地である旨の証明 ●「土地登記簿」や「課税証明」等 13 ●連たん状況が明らかに適合している場合、カウント表示は任意(縮 1 4 連たん状況図 尺 1/2,500 以上) 予定建築物の各階平面図 ●既存がある場合、既存建築物も含む 1.5 ●既存がある場合、既存建築物も含む 1.6 予定建築物の立面図 ▲建築物の高さを土地利用計画図又は敷地現況図、平面図に明示すれ ば添付不要 ◆別記(立地基準適否の審査) → 政令36条1項3号ハ(条例3条2号)に適合することの審査事項 ※番号1~6のすべてに該当すること。(練引き:昭和・平成 月 日) 番号 適 否 書 主 申請地に令第29条の9各号に掲げる区域が含まれていないこと。(令第29条の9第6号(水防法に基づく浸水想定区域)に ついては、知事が指定する区域(県規則第8条の2第2項ただし書の規定に基づく指定区域)を含めることができる。) 2 申請地は、次の1~4のいずれかに該当すること。 線引きの際に宅地として土地登記簿に登記されている土地で線引きの日以降も引き続き宅地として土地登記簿に登記されてい -1 るもの -2 線引きの際市町村の固定資産税課税台帳上宅地として評価されている土地で線引きの日以降も引き続き市町村の固定資産税課 税台帳上宅地として評価されているもの 上記要件(1-1 又は1-2)のほか、線引きの際及び線引きの日以降宅地であったと知事が認める土地 -3 -4 土地改良法に基づく土地改良事業による換地処分が行われた土地で、その換地前の土地が上記要件(1-1、1-2 又は 1-3)のい ずれかに該当するもの

3		申請地の位置は、既存集落(おおむね 50 以上の建築物が、当該建築物の存する敷地相互の間隔がおおむね 50m 以内で連たんする地域)に存する建築物の敷地からおおむね 50m 以内であること。											
4		予定建築物(既存がある場合、既存建築物を含む)は建築基準法別表第二(ろ)に掲げる建築物であること。(第二種低層住居 専用地域内に建築可能であること)											
5	予定建					さむ) の規	模は、	次の1	·2の <u>す</u>	<u>   べて</u> に該当す	ること。		
-1		原則として	100%以下	であるこ	<del>ك</del> 。	(容積率			%)				
-2		原則として	10m以下7	であること	<b>-</b> 0	(高さ			m)				
6		敷地面積最	低限度は、	原則とし	て 150	mとする。	(一区	画あた	りの有	効宅地面積は	150 ㎡以上であ	ること)	
特	口馬	見地調査 :	令和	年	月	日		処	受	前·太 土木	事務所		
記								т:ПП	付	令和 年	月 日第		号
事								理	許	令和 年	月日		
項							<b></b>	欄	可	許可番号 第		_	号

#### 用途変更 [15年適法建物] 建築許可申請審査表

【 市街化調整区域内、法43条、政令36条1項3号八、条例3条6号、条例5条 】

■この審査表は、審査事項の確認不足防止・審査の迅速化や平準化等、適切な審査体制の確保を目的として作成したものであり、標準的な 申請において適用する。 ■なお、この審査表は、審査の透明性や申請書類を作成する際の留意事項の確認等に寄与するものであることから、公表(群馬県ホームペ ・ジ上に公開)する。 請 者 氏 建築物の用途 手 数 料 可 代 玾 人 農転調整 有・無 4条·5条 保留 連 絡 先 ※都市計画法施行規則34条に基づく次の申請書及び添付図書により、都市計画法施行令36条の各規定の適否を審査する。 ※審査にあたっては、申請書及び添付図書が群馬県県土整備部建築課作成の『都市計画法に基づく開発許可制度の手引(以下「手引」と称 す)』の「第5章 市街化調整区域内においける建築等の制限」等に基づき作成されているか確認する。 ◆手引第5章5『申請書及び添付書類』を参照 ●・・・記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) 番号 適 否 称【関係規定】 名 ▲・・・簡素化に係る説明(平成28年度以降) 1 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特 ●「建築物」「第一種特定工作物」の別、「新築」「改築」「用途の変更」 定工作物の新設許可申請書【省令34条】 「新設」の別を選択 2 委任状 ●代理者の資格、登録番号記載 3 許可を受けようとする理由書 ●何故申請に至ったかを明瞭簡潔に記載 4 付近見取図(都市計画図) ●縮尺 1/10,000 又は 1/20,000、申請地を赤で明示。 5 付近見取図 ●縮尺 1/2,500 以上 ●縮尺 1/500 以上。敷地境界、道路境界、敷地内外高低差、建築物の 6 土地利用計画図「新築・改築の場合] 位置、最高高さ、がけ及び擁壁の位置、排水施設の種類、排水の流れ 又は 敷地現況図「用途変更の場合] の方向、放流先の名称を明示。 7 公図の写し ●申請部を赤で囲む 8 土地登記事項証明書 ●申請時に権利効力のあるもの 9 敷地の求精図 ●縮尺 1 /500 以上 (面積  $m^2$ 1.0 敷地の現況写真 ●既存建物、接道状況を立証するもの(接道状況が明らかな場合は添 付不要) 排水先同意書 ●排水先管理者の同意書 1 1 ▲その他必要な事項欄に記入すれば添付不要 12 その他 ●権原を証する書面 ●排水路その他の排水施設が適当であることを確認できる書類(敷地 面積が 0.1ha 以上の場合には、排水計算(雨水、汚水量計算)書の 添付が必要)。 地盤が適正であることを確認できる書類。 許可権者が必要と認めるもの。 ◆手引第6章1(2)表1『法第34条各号に関する申請に必要な図書』を参照 ⇔ <u>立地基準適否の審査</u>は別記による ●・・・記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) 適否 番号 称【関係規定】 ▲・・・簡素化に係る説明(平成28年度以降) 従前建築物の経過及び15年間適法使用を示すもの ●「登記事項証明(建物)|や「課税証明」等 13 ●既存がある場合、既存建築物も含む 14 予定建築物の各階平面図 1.5 予定建築物の立面図 ●既存がある場合、既存建築物も含む ▲建築物の高さを土地利用計画図又は敷地現況図、平面図に明示すれ ば添付不要 ◆別記(立地基準適否の審査) → 政令36条1項3号ハ(条例3条6号)に適合することの審査事項 ※番号 1~3 のすべてに該当すること。(練引き:昭和・平成 日) 番号 適 否 用途変更対象建築物は、次の1.2のすべてに該当すること。 線引き後に建築確認を受けている建築物 -1 -2 適法に15年間使用されて建築物 建築物の規模は、次の1.2のすべてに該当すること。 原則として 100%以下であること。 -2 原則として10m以下であること。 (高さ m) やむを得ない場合及び用途変更のできる用途の例に該当すること。 (用途の変更を行うことによる周辺への影響等が従前と同程度であり、新たに周辺における市街化を促進するおそれがないと認めら れ、かつ、当該土地において用途の変更を行うことがやむを得ないと認められる場合で、以下の<u>いずれか</u>の例による。) 【用途変更前】法第29条第1項等の許可を受けるに当たり、特定の個人又は法人に属する要件を満たすことが必要とされるも ので当該許可を受けて建築又は用途を変更した建築物 → 【用途変更後】他人が使用する同一用途 又は 使用者を特定し ない住宅(一般住宅(分譲住宅は含まない)) 【用途変更前】法第29条第1項等の許可を受けた店舗併用住宅 → 【用途変更後】使用者と特定しない住宅(一般住宅(分 譲住宅は含まない))

-3	【用途変更前】線引き後に新築された農家住宅 → い))	用途	变更後	】使用者を特定しない住宅(一般住宅(分譲住宅は含まな
-4	上記 3-1~3-3 に準じる変更			
特	□ 現地調査 : 令和 年 月 日	処	受	前・太 土木事務所
記		7111	付	令和 年 月 日第 号
事		理	許	令和 年 月 日
項		欄	可	許可番号 第 一 号